

磐田市香りの博物館外 1 施設 添付資料

1	市及び指定管理者の業務区分表（資料 1）	1
2	リスク分担表（資料 2）	3
3	管理運営経費等の実績（資料 3）	5
4	施設及び施設等保守管理業務等一覧（資料 4）	7
5	委託業務実績（資料 5）	11
6	光熱水費実績（資料 6）	14
7	修繕費の実績（資料 7）	15
8	施設利用実績（資料 8）	17
9	備品・収蔵品一覧（資料 9）	18
10	平面図（資料 10）	31
11	香りの公園台帳（資料 11）	39
12	体験コーナーの内容及び利用料金（資料 12）	40
13	企画展の実績（資料 13）	41
14	個人情報特記事項（資料 14）	42
15	条例等（資料 15）	44

資料 1 市及び指定管理者の業務区分表

業務区分		業務内容	管理区分		摘要
			磐田市	指定 管理者	
施設 管理	施設管理	施設の維持管理・警備等		○	
	設備管理	設備の保守点検・巡視等		○	
	施設補修	小規模補修		○	1件50万円未満の修繕
		大規模補修	○		1件50万円以上の修繕
	備品管理	現在ある備品の指定管理者への貸付	○		
		貸付備品の管理及び修理		○	
		現在ある備品の更新	○		
		備品の新規購入	○	○	双方協議の上、決定する
	安全対策	防火対策、地震等災害対策、巡回、戸締り等		○	
		事故、火災等による施設の損傷の回復	○※	○	※自己の責に帰すべき事由による場合
		施設利用者の被災に対する責任	○※	○	※自己の責に帰すべき事由による場合
施設 運営	利用承認等	施設の利用承認、不承認、承認の取消し及び利用の制限		○	
	開館時間の変更等	開館時間の変更及び臨時の開館又は休館の決定		○	教育委員会の承認が必要
	利用料金の設定	利用料金の設定		○	市の承認が必要
	利用受付・料金収受	利用受付・利用料金の収受		○	
	利用案内	利用案内、利用指導		○	
	データ収集等	利用者数等データ収集、アンケート調査等		○	
	利用促進	指定管理者のノウハウを活用し、施設の利用促進を図る		○	
	広報・営業	利用促進のための各種広報・営業活動		○	
	設置目的達成のための事業	各種講座等の開催等		○	
市有 財産 管理	土地の管理	境界の維持保全等	○		
	台帳の整理、管理	財産台帳の調整、管理	○		

業務区分		業務内容	管理区分		摘要
			磐田市	指定 管理者	
市有 財産 管理	目的外使用の許可	行政財産の目的外使用の許可	○		
	財産取得、処分	所有権取得行為、処分行為	○		
	その他財産管理行為	財産の維持保全	○		
指定管理者の財産		財産の維持保全	○		

資料2 リスク分担表

種類		リスクの内容	費用の負担区分	
			市	指定管理者
募集要項リスク	書類の誤り	募集要項等市が作成した書類によるもの	○	
		申請書等指定管理者が作成した書類によるもの		○
制度関連リスク	関係法令等の変更	施設、設備の設置基準等に関する法令等の変更によるもの	○	
		指定管理者の管理運営の業務一般に関する法令の変更によるもの		○
	税制の改正	施設の設置、管理運営業務に影響を及ぼす税制改正によるもの	○	
		上記以外の一般的な税制改正によるもの		○
維持管理リスク	運営コストの変動	金利の変更によるもの		○
		物価の変動によるもの（公共料金を含む）ただし、変動が著しい場合は別途協議による。		○
		指定管理者が利用料金の額を決定・変更したことによる利用者減、収入減によるもの		○
	需要変動・施設競合	需要想定と実施結果との差異によるもの 施設競合による利用者減、収入減によるもの		○
	管理物件の損傷	管理物件の構造上の瑕疵によるもの	○	
	計画の変更	市の指示により業務の全部又は一部を中止又は業務内容・費用負担を変更したことによるもの	○	
		用途変更等、市の事情により施設の利用目的を変更したことによるもの	○	
		指定管理者の事情によるもの		○
	債務不履行	指定管理者の事業放棄や破綻などによる業務及び協定内容の不履行によるもの		○
	資金調達	資金調達ができなかったことによる管理運営業務の中断等に関するもの		○
	個人情報の漏洩	市の指示又は指導の不備、設備の瑕疵等によるもの	○	
		指定管理者として構すべき措置の不備等管理上の瑕疵によるもの		○
	許認可の遅延、失効、取消	市が取得すべき業務の開始・継続に要する許認可の遅延等によるもの	○	
		指定管理者が取得すべき業務の開始・継続に要する許認可の遅延等によるもの		○
	運営リスク	管理運営上の瑕疵による臨時休館・利用不能等によるもの		○
		管理物件の不備や施設改修等による臨時休館・利用不能等によるもの	○	

種類		リスクの内容	費用の負担区分	
			市	指定管理者
維持管理 リスク	不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費に関するもの(合理性が認められる範囲)	○	
		不可抗力に伴う業務の履行不能に関するもの	協議事項	
	セキュリティー	指定管理者の警備不良によるもの		○
社会リスク	周辺地域・住民及び利用者への対応	施設の管理運営に対する地域住民又は利用者からの要望、苦情、反対、訴訟に関するもの		○
		施設設置及び施設の瑕疵に対する地域住民又は利用者からの要望、苦情、反対、訴訟に関するもの	○	
		地域との協調に関するもの		○
指定期間終了時		指定管理者の指定期間が終了した場合、又は指定を取消した場合の撤収に関するもの		○

資料3 管理運営経費等の実績

【香りの博物館】（自主事業は除く）

■ 収入

（単位：円）

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
指定管理料	40,432,889	40,803,000	40,803,000	市からの委託料
利用料収入	7,090,150	5,864,300	5,813,200	入場料
その他収入（体験コーナー売り上げほか）	10,835,703	12,037,718	17,370,946	体験コーナー売り上げ、利息等
合計	58,358,742	58,703,518	63,987,146	

■ 支出

（単位：円）

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
人件費	28,182,454	27,866,283	28,665,431	従業員給料
福利厚生費	64,496	57,608	64,774	
旅費	139,363	16,421	11,930	仕入れ等
通信運搬費	498,921	472,871	613,140	電話料、ダイレクトメール等
消耗品費	2,173,648	1,682,608	2,843,278	材料、装飾品等
原材料費	2,098,770	1,415,568	326,394	体験コーナーの香料等
修繕費	987,650	199,100	682,726	小修繕
広告費	1,747,169	2,947,760	1,420,550	看板、広告、チラシ作成等
燃料費	32,280	22,017	27,788	公用車燃料
光熱水費等	3,749,139	3,456,042	3,980,642	電気・水道料金等
賃借料	845,327	921,044	801,256	公用車、機器リース等
手数料	479,099	263,997	540,294	支払手数料
保険料	357,460	723,080	615,400	指定管理者保険、展示物保険等
委託料	6,767,184	7,028,686	6,909,774	設備保守管理委託等
備品購入費	0	217,250	427,152	備品購入等
企画展費	10,551,434	9,443,810	7,640,602	企画展に関わる費用
租税公課	2,480,867	2,960,635	3,685,296	消費税、収入印紙等
負担金	81,200	78,000	83,000	博物館協力会費等
雑費	230,661	152,922	145,630	図書、雑費等
合計	61,467,122	59,925,702	59,485,057	

【香りの公園】（自主事業は除く）

■ 収入

（単位：円）

項目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
指定管理料	2,957,000	2,984,000	2,984,000	市からの委託料
利用料収入	0	0	0	利用料
その他収入	0	0	0	
合計	2,957,000	2,984,000	2,984,000	

■ 支出

（単位：円）

項目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
人件費	499,200	448,500	924,300	従業員給料
旅費		0	0	仕入れ等
通信運搬費	0	0	0	電話料、ダイレクトメール等
消耗品費	0	4,783		材料、装飾品等
修繕費	57,694	8,030	383,570	小修繕
営業費	0	0	0	営業・交渉時の手土産等
印刷製本費	0	0	0	チラシ・パンフレット等
燃料費	0	0	0	公用車燃料
光熱水費等	578,822	541,432	529,098	電気・水道料金等
維持管理費	272,000	165,000	165,000	池清掃等
租税公課	185,435	226,477	190,633	消費税、収入印紙等
合計	1,593,151	1,394,222	2,192,601	

資料 4 施設及び設備等保守管理業務等一覧

番号	委託業務名	業務の内容
ア	清掃管理業務 (日常清掃、特別清掃)	日常清掃及び特別清掃を実施し、館内を清潔に保ち来場者などに不快感を抱かせないようにする。 ■日常清掃（簡易清掃） 回数：開館日の午前 9 時から午後 0 時までの 3 時間（週 6 日） 内容：床面・カーペット清掃、ガラス拭き、陶器材及びモルタル床面清掃、陶器類清掃、塵埃の処理、消耗品等の補充、建物外周清掃、マット清掃、トイレ清掃、ドア壁面の拭き及び金属部分の吹き磨き、流し場の清掃及び茶殻の処理、灰皿清掃、第 1 駐車場の清掃など ■特別清掃 ＜床面清掃（ワックス塗布等）＞ 回数：年 2 回（7・1 月） 面積：1 階部分（最大で 372.55 m²） 香りの体験コーナー 67.90 m² 事務室 29.25 m² 玄関ロビー（香りの売店・廊下を含む）100.51 m² 香りのカフェテラス 54.76 m² 学芸員室 19.43 m² 荷解室 等 100.70 m² 2 階部分（最大で 395.75 m² ※階段を含む） 香りの文化史コーナー 78.11 m² ロビー 101.46 m² 香りの VR シアター 44.85 m² 香りの企画コーナー 31.85 m² 香りの展示室 等 139.48 m² ＜ガラス清掃＞ 回数：年 2 回（7・1 月） 面積：1 階 外側 75 m² 内側 75 m² 2 階 外側 15 m² 内側 15 m² 展示ケース等一式
イ	樹木管理業務	敷地内の樹木において剪定や施肥、除草を施すことで館周辺の美観や安全性を維持する。 ■香りの博物館周り 210 m² 植物：シラカシ サツキ 回数：剪定及び薬剤散布／年 1 回 抜取除草／年 2 回 ■南側駐車場周り 85 m² 植物：ヒラドツツジ（駐車場南東角）、サツキツツジ（駐車場南東角） 回数：剪定及び薬剤散布／年 1 回 除草／年 2 回

番号	委託業務名	業務の内容
ウ	警備保安業務	館内が犯罪や火災、災害などにより侵されそうになった場合の被害を防ぐことを目的に、機械警備による防犯（進入）や火災を監視し、万が一の場合は非常通報サービスを利用する。 時間：開館日：午後５時から翌午前９時 休館日：終日 内容：事故確知時における関係先への通報や連絡、警備実施事項の報告など
エ	衛生設備管理	有害物や汚水等による水の汚染を防止するために、貯水槽の点検や内部清掃を行うほか、カフエテラス汚水用のグリストラップを清掃し、快適な環境を維持、水の循環などに使用するためのポンプ機能を点検し、正常動作を確認する。 ■貯水槽 回数：年１回（残留塩素測定は週１回） 規模：3 m³（１基） 内容：槽付近の汚染状況、漏水等の有無、沈殿物及び異物の有無、マンホールの施錠、防虫網の有無、液面制御状況など ■グリストラップ（油水分離槽） 回数：年２回 規模：75L 内容：油脂分の除去など、槽内を清掃及び洗浄し、油水分離が正常に機能するよう維持する。 ■貯水槽付ポンプ及び井戸揚水ポンプ（噴水用） 回数：年２回 規模：貯水槽付 300 L /min（２台） 井戸揚水 180 L /min 内容：軸封部の確認や調整、軸受けからの騒音、振動、温度等、圧力や電流値の変化、全体的な不具合、清掃等
オ	空調設備保守点検業務	設備の定期または不定期の点検を実施し、空調機器を常に正常稼働が可能な状態に保つ。 回数：年４回（冷房イン、冷房中間、暖房イン、暖房中間） 対象：パッケージエアコン室外機（9.25kw）：４台 パッケージエアコン室外機（2kw）：１台 室内機：１６台 空調換気扇：８台 収蔵庫除湿器等：２台 エアーコンプレッサー：２台 サンドブラスト送風機：１式 厨房用スポットクーラー（4.5kw）：１台 オゾン脱臭装置：５台 内容：送風機、機器、電気、ファン等の付属設備の点検及び運転状況の確認、フィルターの清掃及び点検、収蔵庫温湿度制御装置の動作・表示など

番号	委託業務名	業務の内容
カ	自家用電気工作物保守点検業務	※電気事業法（保安規定）に基づく 回数：通常点検／月 1 回以上 年次点検／年 1 回 規模：最大電圧 105KVA、需要設備容量 150KVA、受電電圧 6600V 内容：引込電線路、受電設備、配電設備、負荷設備、非常用予備発電装置などの精密点検、測定、試験
キ	エレベーター保守点検業務	※建築基準法に基づく 回数：定期点検／月 1 回 法定検査／年 1 回 規模：11 人乗り、原動機の定格容量 15KW、定格速度 45 m/min、積載量 750kg、停止階床数 2、油圧式エレベーター 内容：(ア)かご／戸開閉状態、かご操作盤、着床状態、非常用照明装置など (イ)のりば／のりば戸スイッチ、のりばインジケータボタンなど (ウ)ピット／ピット環境、昇降路リミットスイッチなど (エ)機械室／機械室温度、油圧ユニット、制御盤など
ク	自動ドア保守点検業務	回数：年 3 回 基数：1 基（正面入口） 内容：ドア・サッシ部、懸架部、動力・作動部、制御装置、検出装置、電源回路などの清掃や点検、調整など
ケ	消防用設備保守点検業務	※消防法に基づく 回数：機器点検年 1 回 総合点検年 1 回 内容：消火器具、自動火災報知設備、不活性ガス設備 (ア)消火器具／設置状況、表示、外形、内部、機能など (イ)自動火災報知設備／予備・非常電源、受信機及び中継部、感知器、発信機、音響装置など (ウ)不活性ガス消火設備／貯蔵容器、起動用ガス容器、選択弁、起動装置、警報装置、制御盤、配管、噴射ヘッド、防護区画および隣接備品、非常電源など
コ	一般廃棄物処理業務	事業者として館内で発生した廃棄物について責任をもって処理する 種別：事業系一般廃棄物 回数：可燃ごみは週 3 回、不燃ごみは週 1 回の収集
サ	防虫駆除業務	飲食物を扱う場所であることから、予防的措置を施すことでよりよい環境及び衛生状態を維持する。 回数：年 2 回 対象：ゴキブリ・チョウバエなど 方法：グリストラップ及び排水溝内など、害虫が潜伏する可能性の高い箇所に十分効果の得られる殺虫剤を噴霧したり、ゴキブリが潜伏する可能性の高い箇所には食毒剤を塗布するなどの予防的措置を施す

番号	委託業務名	業務の内容
シ	燻蒸及び生物環境調査	館内の資料などに対し加害する病害虫が侵入・蔓延することを防止し、館内の貴重な資料を守ることを目的に行う。 ■全館燻蒸作業（貴重品収蔵庫は除く） 回数：年 1 回（6～7 月） 時間：4 時間程度 内容：十分な殺虫及び防カビ効果が得られる炭酸ガス製剤などを使用する ■貴重品収蔵庫燻蒸作業 回数：年 1 回（6～7 月） 時間：24 時間 内容：文化財の燻蒸処理標準仕様書に準じる方法とし、公益財団法人文化財虫害研究所において、殺虫殺卵効果が 100%と判定されるものであること ■生物環境調査（昆虫類及びカビ） 回数：年 4 回（6・9・12・3 月） 場所：全館 内容：(ア)調査トラップは 1 部屋につき 1 箇所とするが、厨房及び貴重品収蔵庫は複数箇所とする。 (イ)外部進入型昆虫及び内部発生型昆虫などについて調査する (ウ)カビによる汚染状態の調査は年 1 回とする
ス	VR システム機器保守点検	VR システム機器などの調整や点検により、常に正常な作動状態を保つ 回数：年 1 回 場所：香りの VR シアター 内容：以下の機器についての動作や接触、接点などの確認のほか調整および清掃などを行う ハードウェア（PC）、プロジェクター、ディフューザー
セ	収蔵庫扉保守点検	収蔵庫扉について、その開閉操作や施解錠操作が常に正常に作動する状態を保つことで、収蔵庫内の資料を害虫などから守る。 型式：EC-160C-SS1 1 基 回数：年 1 回 内容：主扉や操作ハンドル、踏み板などの必要な点検や調整を行い、不具合の有無を確認する。
ソ	ホームページ制作業務	掲載内容の更新および修正のあった都度
タ	券売機保守点検業務	営業に支障がないように随時

※施設及び設備等保守管理業務等の施行においては、現場の状況により、市の所管課と相談し決定すること。

資料5 委託業務実績

■令和元年度

業務名	業務の内容	実施日	金額（円）
清掃管理業務	日常清掃	毎日	—
	特別清掃	年2回	327,000
樹木管理業務	薬剤散布、施肥、刈込、選定、除草	随時	—
燻蒸及び生物環境調査業務	全館燻蒸	年1回（6月）	990,000
	生物環境調査	年4回	
	収蔵庫カビ調査	年2回（12・3月）	
	カフェテラスの防虫駆除	年1回	
事業系一般廃棄物処理業務	ゴミの回収、処理	週3回	130,490
ホームページ作成業務	ホームページの管理、更新	随時	268,800
空調、衛生設備保守管理業務	空調設備点検	年4回	745,560
	衛生設備点検清掃	年2回程度	
自家用電気工作物保安管理業務	通常点検	月1回	160,884
	年次点検	年1回（6月）	
防犯業務等警備保障	機械警備	常時	235,440
自動ドア保守点検業務	自動ドアの保守管理、点検業務	年3回 （6・10・2月）	—
エレベーター保守点検業務	定期点検	年4回	523,200
	遠隔点検	月1回	
消防設備保守点検業務	自動火災報知機保守管理、消化器設備	年2回（9・3月）	171,172
香りの小部屋他映像音響機器保守点検業務	香りの小部屋内の機器	年1回（1月）	172,800
収蔵庫扉保守点検業務	収蔵庫扉維持管理保守点検	年1回（12月）	48,600
券売機保守点検業務	券売機保守点検	年1回	172,800
フロン排出抑制法簡易点検	エアコン室外機、冷蔵庫、冷庫の簡易点検	年4回	—

■令和元年度（香りの公園）

業務名	業務の内容	実施日	金額（円）
トイレ清掃/その他	床・便器・洗面台清掃、ペーパー補充等/落葉・枯枝・ゴミ拾い等	週2回/随時	—
樹木管理業務	薬剤散布、施肥、刈込、選定、除草	随時	—
池清掃業務/ポンプ点検	池清掃/ポンプ点検	年3回/年1回	165,000

■ 令和２年度（香りの博物館）

業務名	業務の内容	実施日	金額（円）
清掃管理業務	日常清掃	毎日	—
	特別清掃	年２回	392,700
樹木管理業務	薬剤散布、施肥、刈込、選定、除草	随時	—
燻蒸及び生物環境調査業務	全館燻蒸	年１回（６月）	990,000
	生物環境調査	年４回	
	収蔵庫カビ調査	年２回（１２・３月）	
	カフェテラスの防虫駆除	年１回	
事業系一般廃棄物処理業務	ゴミの回収、処理	週３回	111,100
ホームページ作成業務	ホームページの管理、更新	随時	66,000
空調、衛生設備保守管理業務	空調設備点検	年４回	752,400
	衛生設備点検清掃	年２回程度	
自家用電気工作物保安管理業務	通常点検	月１回	162,360
	年次点検	年１回（６月）	
防犯業務等警備保障	機械警備	常時	237,600
自動ドア保守点検業務	自動ドアの保守管理、点検業務	年３回（６・１０・２月）	42,900
エレベーター保守点検業務	定期点検	年４回	528,000
	遠隔点検	月１回	
消防設備保守点検業務	自動火災報知機保守管理、消火器設備	年２回（９・３月）	172,150
香りの小部屋他映像音響機器保守点検業務	香りの小部屋内の機器	年１回（５月）	176,000
収蔵庫扉保守点検業務	収蔵庫扉維持管理保守点検	年１回（１２月）	49,500
券売機保守点検業務	券売機保守点検	随時	—
フロン排出抑制法簡易点検	エアコン室外機、冷蔵庫、冷凍庫の簡易点検	年４回	—

■ 令和２年度（香りの公園）

業務名	業務の内容	実施日	金額（円）
トイレ清掃/その他	床・便器・洗面台清掃、ペーパー補充等/落葉・枯枝・ゴミ拾い等	週２回/随時	—
樹木管理業務	薬剤散布、施肥、刈込、選定、除草	随時	—
池清掃業務/ポンプ点検	池清掃/ポンプ点検	年３回/年１回	165,000

■ 令和３年度（香りの博物館）

業務名	業務の内容	実施日	金額（円）
清掃管理業務	日常清掃	毎日	—
	特別清掃	年２回（９・１月）	330,000
樹木管理業務	薬剤散布、施肥、刈込、選定、除草	随時	—
燻蒸及び生物環境調査業務	全館燻蒸	年１回（６月）	990,000
	生物環境調査	年４回	
	収蔵庫カビ調査	年２回（１２・３月）	
	カフェテラスの防虫駆除	年１回	
事業系一般廃棄物処理業務	ゴミの回収、処理	週３回	105,600
ホームページ作成業務	ホームページの管理、更新	随時	66,000
空調、衛生設備保守管理業務	空調設備点検	年４回	752,400
	衛生設備点検清掃	年２回程度	
自家用電気工作物保安管理業務	通常点検	隔月１回	162,360
	年次点検	年１回（６月）	
防犯業務等警備保障	機械警備	常時	237,600
自動ドア保守点検業務	自動ドアの保守管理、点検業務	年３回 （６・１０・２月）	42,900
エレベーター保守点検業務	定期点検	年４回	528,000
	遠隔点検	月１回	
消防設備保守点検業務	自動火災報知機保守管理、消火器設備	年２回（９・３月）	172,150
香りの小部屋他映像音響機器保守点検業務	香りの小部屋内の機器点検（令和３年１０月まで）	年１回（７月）	85,800
VRシアター保守点検業務	VRシアター内機器点検（令和４年１月から）	年１回 メンテナンス随時	44,000
収蔵庫扉保守点検業務	収蔵庫扉維持管理保守点検	年１回（９月）	49,500
券売機保守点検業務	券売機保守点検	随時	—
フロン排出抑制法簡易点検	エアコン室外機、冷蔵庫、冷凍庫の簡易点検	年４回	—
駐車場整理	大型連休中などの駐車場整理	随時	76,464

■ 令和３年度（香りの公園）

業務名	業務の内容	実施日	金額（円）
トイレ清掃/その他	床・便器・洗面台清掃、ペーパー補充等/落葉・枯枝・ゴミ拾い等	週２回/随時	—
樹木管理業務	薬剤散布、施肥、刈込、選定、除草	随時	—
池清掃業務/ポンプ点検	池清掃/ポンプ点検	年３回/年１回	165,000

資料6 光熱水費実績

(単位：円)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
香りの博物館	3,749,139	3,456,042	3,980,642
香りの公園	578,822	541,432	529,098
合計	4,327,961	3,997,474	4,509,740

資料7 修繕費の実績

(単位：円)

年度		修繕内容	場所及び機器	金額	
元	博物館	受水槽 FM パルプ交換	1F 事務所	153,360	
		加湿器排水管清掃	2F 機械室	—	
		エアコン吹出し口結露	2F ロビー	—	
		券売機修理	1F ロビー	35,100	
		小部屋スピーカー修繕	2F 香りの小部屋	8,640	
		階段横サッシ雨漏り	1F ロビー	36,720	
		注意看板	1F エントランス	82,500	
		換気扇取替え	1F 男子トイレ	80,300	
		コインロッカー鍵ユニット	1F ロビー	64,790	
		小部屋コンプレッサー取替え	1F コンプレッサー室	市予算	
		照明安定器交換(LED 化)	1F 正面玄関外部天井	77,000	
		扉修繕	1F 正面玄関	155,100	
		天井照明、スポットライト取替え(LED 化)	1F ショップ	173,140	
		加湿ドレン配管修理	2F 機械室	121,000	
	公園	石張り修繕	カスケード	55,000	
		白線塗装修繕	南側駐車場	2,694	
小 計				1,045,344	
2	博物館	窓枠 雨漏り修理	2F ロビー窓枠	14,300	
		収蔵庫加湿器配管水漏れ修理	事務所天井裏、北側外壁	110,000	
		タイマー取替え	収蔵庫	30,800	
		券売機不具合	1F ロビー	—	
		レジ不具合	屋外サンドブラスト用 エアーコンプレッサ	44,000	
		一部 LED 照明取替工事	2F 香りの小部屋	市予算	
		扉バスケット交換	収蔵庫	49,500	
	公園	制御盤扉鍵修理	公園噴水	4,950	
		外灯 2 基撤去	西側外灯	市予算	
		照明破損取替え	舞台	賠償保険処理	
		塗装補修工事	噴水池	市予算	
	小 計				253,550

3	博物館	スピーカー調査	香りのサロン	19,800
		加湿機器ホース高圧蒸気大量噴出	2F 機械室	36,300
		洗面自動水栓取替え	1F 男子トイレ	70,400
		消防探知機交換	2F 消防設備機器	253,000
		空調用ダクト結露	2F 機械室	46,200
		空調ガス弁モーター取替え	1F ショップ	29,160
		香りの小部屋撤収及び床材貼替工事	2F ロビー	市予算
		コンプレッサー不具合改修	コンプレッサー室	—
		左部2面フィルム取替え	2F ロビー 大窓	40,700
		VRシアター空調機器システム調整	2F VRシアター	82,500
		VRシアタースピーカー位置調整	2F VRシアター	33,000
		映像・音量不調	2F VRシアター	—
		扉改修	郵便ポスト	30,206
	公園	便座破損交換	女子トイレ	9,570
		土間コンクリート部修繕工事	カスケード東ブリッジ	374,000
		東屋解体・撤去	東屋	市予算
		木製ベンチ2台撤去	自動販売機横など	市予算
小 計			1,024,836	
合 計			2,323,730	

資料8 施設利用実績

■令和元年度

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開館日数			26	27	22	26	31	25	26	26	24	25	25	26	309
博物館	利用者数	(人)	3,071	2,632	1,827	5,556	12,477	7,902	4,712	1,855	1,469	2,139	2,018	1,317	46,975
	利用料	(円)	434,750	394,630	239,820	838,320	1,942,880	1,310,320	704,460	289,420	208,030	298,760	288,110	140,650	7,090,150
	減免者数	(人)	347	274	479	1,975	4,007	2,512	1,709	263	258	685	421	396	13,326
体験コーナー	利用点数	(点)	395	570	387	458	784	456	361	292	270	385	374	396	5,128
	収入額	(円)	827,690	1,158,754	788,575	976,150	1,703,710	966,810	776,060	610,830	529,840	755,550	845,620	895,990	10,835,579
公園	利用者数	(人)	2,000				39,000								41,000

■令和2年度

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開館日数			17	13	21	27	31	26	27	25	25	26	24	26	288
博物館	利用者数	(人)	910	1,191	3,443	1,488	2,154	2,082	2,964	2,541	2,058	2,246	1,890	2,259	25,226
	利用料	(円)	125,980	197,450	574,720	120,730	324,190	283,990	1,411,780	992,900	610,430	714,540	258,180	249,410	5,864,300
	減免者数	(人)	248	253	949	827	243	521	407	492	714	965	380	370	6,369
体験コーナー	利用点数	(点)	79	72	310	565	661	725	476	417	336	307	326	770	5,044
	収入額	(円)	153,850	155,940	677,110	1,272,550	1,510,910	1,649,100	1,101,962	926,050	785,630	735,800	753,950	1,839,020	11,561,872
公園	利用者数	(人)													

■令和3年度

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開館日数			26	26	24	25	31	26	27	25	24	25	24	27	311
博物館	利用者数	(人)	3,492	3,818	2,968	3,271	5,073	2,125	2,863	1,458	1,406	1,427	1,242	1,897	31,040
	利用料	(円)	995,640	1,055,160	881,900	434,320	842,590	350,520	427,970	42,710	182,070	198,870	147,060	254,390	5,813,200
	減免者数	(人)	442	481	312	1,212	1,036	397	492	24	139	228	302	237	5,302
体験コーナー	利用点数	(点)	622	821	618	780	1,145	507	438	407	411	426	431	661	7,267
	収入額	(円)	1,482,970	1,953,850	1,488,063	1,860,050	2,779,460	1,262,050	1,033,410	959,650	957,900	997,600	1,013,000	1,582,600	17,370,603
公園	利用者数	(人)							163						163

資料9 備品・収蔵品一覧

■香りの博物館備品一覧

No.	備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
1	6439	1001001	O A デスク	パソコンラック	1階体験コーナー
2	6440	1001016	両袖机	MG-103D 1 P12 1600×800×700	1階学芸員室など
3	6441	1001099	その他机類	丸卓子 オリバー サクラ天板G709脚CMM70	1階体験コーナー
4	6442	1001099	その他机類	丸卓子 オリバー サクラ天板G709脚CMM70	1階体験コーナー
5	6443	1001099	その他机類	食卓子 オリバー サクラ天板1200W脚CMM70	1階ショップ・カフェテラス
6	6444	1001099	その他机類	食卓子 オリバー サクラ天板脚CMM70(1)	1階ショップ・カフェテラス
7	6445	1001099	その他机類	食卓子 オリバー サクラ天板脚CMM70(1)	1階ショップ・カフェテラス
8	6446	1001099	その他机類	食卓子 オリバー サクラ天板脚CMM70(2)	1階ショップ・カフェテラス
9	6447	1001099	その他机類	食卓子 オリバー サクラ天板脚CMM70(1)	1階ショップ・カフェテラス
10	6448	1001099	その他机類	食卓子 オリバー サクラ天板脚CMM70(1)	1階ショップ・カフェテラス
11	6449	1001099	その他机類	食卓子 オリバー サクラ天板脚CMM70(1)	1階ショップ・カフェテラス
12	6450	1001099	その他机類	食卓子 オリバー サクラ天板1200W脚CMM70	1階ショップ・カフェテラス
13	6451	1001099	その他机類	食卓子 オリバー サクラ天板脚CMM70(1)	1階ショップ・カフェテラス
14	6452	1001099	その他机類	丸卓子 オリバー サクラ天板G709脚CMM70	1階体験コーナー
15	6453	1001099	その他机類	丸卓子 オリバー サクラ天板G709脚CMM70	1階体験コーナー
16	6454	1002003	回転イス	普通回転椅子 CX-33GR FM25	1階学芸員室など
17	6455	1002003	回転イス	普通回転椅子 CX-33GR FM25	1階事務室
18	6457	1002012	ソファ	角椅子 コクヨ ベンチチェアー	2階ロビー
19	6458	1002020	ベンチ	ヤマハ 木製ベンチ	2階展示スペースなど
20	6459	1002020	ベンチ	ヤマハ 木製ベンチ	2階ロビー
21	6460	1002020	ベンチ	ヤマハ 木製ベンチ	2階展示スペースなど
22	6463	1002099	その他イス	オリバー K339別付レザー	1階ショップ・カフェテラス
23	6464	1003001	演台	4303AR	2階展示スペースなど
24	6465	1003006	作業台	工作作業台 9352PC	1階体験コーナー
25	6466	1003011	電話台	テレフォンブース L933SX	1階事務室
26	6467	1003098	その他台	傘立て L948LC	1階ロビー
27	6468	1003098	その他台	小型免震装置 あんしんだい	豊田倉庫
28	6469	1003098	その他台	小型免震装置 あんしんだい	豊田倉庫
29	6470	1003098	その他台	小型免震装置 あんしんだい	豊田倉庫
30	6471	1003098	その他台	小型免震装置 あんしんだい	豊田倉庫
31	6472	1003098	その他台	小型免震装置 あんしんだい	豊田倉庫
32	6473	1003098	その他台	小型免震装置 あんしんだい	豊田倉庫
33	6474	1003098	その他台	小型免震装置 あんしんだい	豊田倉庫
34	6475	1003098	その他台	小型免震装置 あんしんだい	豊田倉庫
35	6476	1003098	その他台	小型免震装置 あんしんだい	豊田倉庫
36	6477	1003098	その他台	小型免震装置 あんしんだい	豊田倉庫
37	6478	1003098	その他台	小型免震装置 あんしんだい	豊田倉庫
38	6479	1003098	その他台	小型免震装置 あんしんだい	豊田倉庫
39	6480	1003098	その他台	小型免震装置 あんしんだい	豊田倉庫
40	6481	1004003	陳列戸棚	ガラス展示ケース棚	1階体験コーナー
41	6482	1004099	その他戸棚	図録台	1階事務室
42	6483	1004099	その他戸棚	スプルス収蔵庫木棚 天地5段1300*400*2040	2階収蔵庫
43	6484	1004099	その他戸棚	スプルス収蔵庫木棚 天地3段1400*600*2040	2階収蔵庫
44	6485	1004099	その他戸棚	物品棚 MG-103SP12	1階事務室
45	6486	1004099	その他戸棚	パンフレットスタンド ZR-PSS50J	1階ロビー
46	6487	1004099	その他戸棚	スプルス収蔵庫木棚 天地5段1800*700*2040	2階収蔵庫
47	6488	1004099	その他戸棚	スプルス収蔵庫木棚 天地5段1300*400*2040	2階収蔵庫
48	6489	1004099	その他戸棚	スプルス収蔵庫木棚 天地3段1400*600*2040	2階収蔵庫
49	6490	1004099	その他戸棚	スプルス収蔵庫木棚 天地3段1400*400*2040	2階収蔵庫
50	6491	1004099	その他戸棚	スプルス収蔵庫木棚 天地3段1300*400*2040	2階収蔵庫
51	6492	1004099	その他戸棚	スプルス収蔵庫木棚 天地5段1400*400*2040	2階収蔵庫
52	6493	1004099	その他戸棚	スプルス収蔵庫木棚 天地5段1800*400*2040	2階収蔵庫
53	6494	1005002	金庫	ダイヤル式金庫 4442HE 550*550*900	1階事務室
54	6495	1005003	キャビネット	カードキャビネット BWN-L5FIN	1階事務室
55	6496	1005008	更衣ロッカー	ロッカー 4576EW	1階体験コーナー
56	6497	1005008	更衣ロッカー	ロッカー 4576EW	1階体験コーナー
57	6498	1005008	更衣ロッカー	ロッカー 4576EW	1階体験コーナー
58	6499	1005008	更衣ロッカー	ロッカー 4576EW	1階体験コーナー
59	6500	1005009	ロッカー	コインロッカー オカムラ 45910Z	1階ロビー
60	6501	1010002	グライNDER (電動やすり)	エレクターGXスタンダード EL350-IH	1階体験コーナー
61	6502	1010002	グライNDER (電動やすり)	エレクターGXスタンダード EL350-IH	1階体験コーナー
62	6503	1010099	その他工作器具類	電気炉 200VZP 3KW	1階体験コーナー

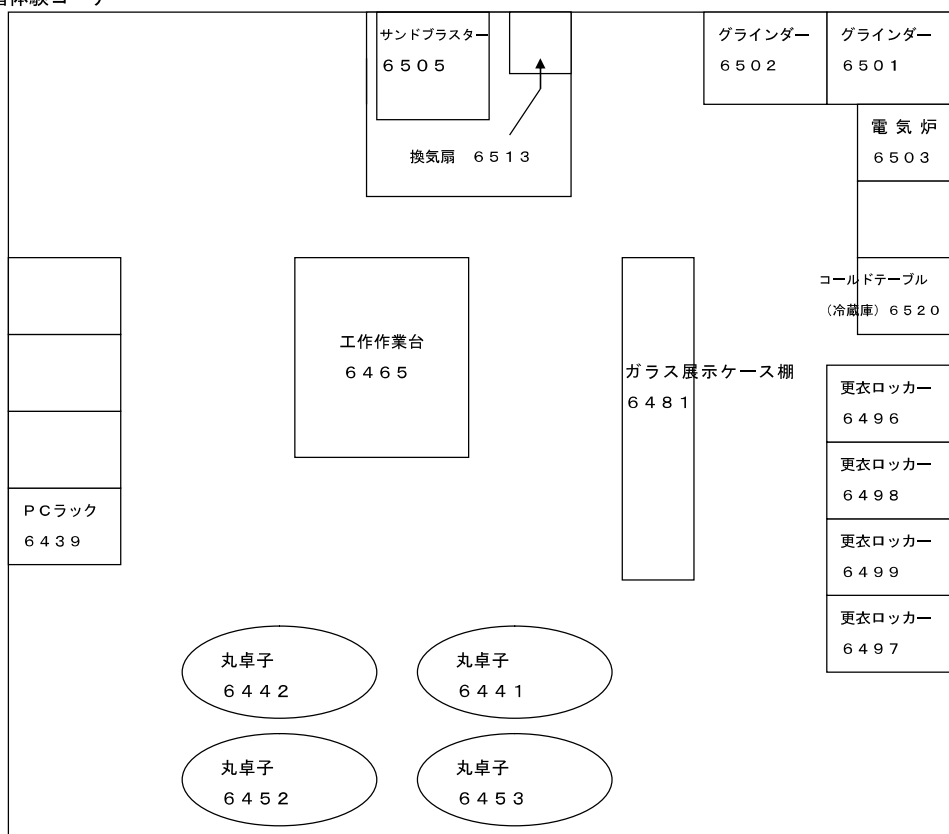
No.	備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
63	6504	1010099	その他工作器具類	チャッキダンパー	2階収蔵庫
64	6505	1011099	その他機械器具類	サンドブラスター SFC-2	1階体験コーナー
65	6506	1012002	温(湿)度計	AURORA90 B200PC	2階展示スペースなど
66	6507	1012002	温(湿)度計	AURORA90 B200PC	2階展示スペースなど
67	6508	1012002	温(湿)度計	風速温湿度計 MODEL6521	2階展示スペースなど
68	6509	1012002	温(湿)度計	AURORA90 B200PC	2階展示スペースなど
69	6511	1012099	その他計数器類	照度計 ルクスハイテクタ3423	2階展示スペースなど
70	6512	1013004	インターホン	ドアホン E-VXDHA	1階学芸員室など
71	6513	1013009	換気扇	換気扇	1階体験コーナー
72	6514	1014001	エアコン	ルームクーラー スポットクーラー一式	1階ショップ・カフェテラス
73	6515	1015099	その他消防器具類	消防用器具 IGキャビネット 子機1本用	2階収蔵庫
74	6516	1015099	その他消防器具類	消防用器具 IGキャビネット 親機2本用	2階収蔵庫
75	6517	1016007	冷蔵庫	原材料保存用 ホシザキHR	1階学芸員室など
76	6518	1016007	冷蔵庫	原材料保存用 ホシザキ HR	1階学芸員室など
77	6519	1016007	冷蔵庫	アイストッカー サンヨー SCR090	1階ショップ・カフェテラス
78	6520	1016099	その他厨具類	低ホルムデフル TNC-50RM-F 1500*600*600	1階体験コーナー
79	6521	1017001	暗幕	暗幕	2階展示スペースなど
80	6522	1017004	カーペット	吸水マット 1200*3500	1階ロビー
81	6523	1017004	カーペット	吸水マット 1200*2800	1階ロビー
82	6524	1017004	カーペット	吸水マット 1200*2800	1階ロビー
83	6526	1017006	ホワイトボード	BB-W263K3TN・BBJ2(連結具)	1階事務室
84	6527	1017006	ホワイトボード	月間予定ボード BB-H1180*60	1階学芸員室など
85	6528	1017008	衝立	パーティション L947LZベ-ス・L947RSロ-プ2本	2階収蔵庫
86	6529	1017008	衝立	パーティション L947LZベ-ス・L947RSロ-プ4本	2階収蔵庫
87	6530	1017008	衝立	パーティション L947LZベ-ス・L947RSロ-プ2本	2階収蔵庫
88	6531	1017008	衝立	パーティション L947LZベ-ス・L947RSロ-プ2本	2階収蔵庫
89	6532	1017008	衝立	パーティション L947LZベ-ス・L947RSロ-プ4本	2階収蔵庫
90	6533	1017008	衝立	パーティション L947LZベ-ス・L947RSロ-プ4本	2階収蔵庫
91	6534	1017008	衝立	パーティション L947LZベ-ス・L947RSロ-プ4本	2階収蔵庫
92	6535	1017008	衝立	パーティション L947LZベ-ス・L947RSロ-プ4本	2階収蔵庫
93	6536	1017099	その他室内用具類	ピクチャーレール	1階ショップ・カフェテラス
94	6538	1020002	辞典・図鑑・地図	辞書 美術家索引(西洋) 日外アソシエート	1階事務室
95	6539	1020002	辞典・図鑑・地図	辞書 日本人物文庫 索引 文学 日外アソ	1階事務室
96	6540	1020002	辞典・図鑑・地図	辞書 JAPANカラーペディア英文日本大辞典	1階学芸員室など
97	6541	1020003	法令関係図書	例規集 全国博物館総覧 1・2・3・4	1階事務室
98	6542	1020004	歴史・資料関係図書	復刻版 化粧眉作口伝 都風俗化粧伝	2階収蔵庫
99	6543	1020004	歴史・資料関係図書	君台観左右帳記の総合研究	1階学芸員室など
100	6544	1020099	その他図書類	Re'ne Lalique ISBN 9-06-205938-X	1階学芸員室など
101	6545	1024099	その他美術品類	加藤卓男作 藍彩鳥形香合 藍彩	2階収蔵庫 内美術品
102	6546	1024099	その他美術品類	香水瓶 グリーン H16 ガラス	2階収蔵庫 内美術品
103	6547	1024099	その他美術品類	七宝釣香炉 江戸時代	2階収蔵庫 内美術品
104	6548	1024099	その他美術品類	菖蒲蒔絵 大阿古陀香炉 江戸末期 蒔絵	2階収蔵庫 内美術品
105	6549	1024099	その他美術品類	エナメル金彩ブロード文ガラス香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
106	6550	1024099	その他美術品類	トルコ石象嵌カットガラス香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
107	6551	1024099	その他美術品類	三組ハート型ケース入香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
108	6552	1024099	その他美術品類	エナメル金彩シノワズリ文ガラス香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
109	6553	1024099	その他美術品類	銀透金具付婦人像紫色ガラス香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
110	6554	1024099	その他美術品類	釣香炉 江戸後期～明治時代	2階収蔵庫 内美術品
111	6555	1024099	その他美術品類	蒔絵笈づる形香炉 江戸時代 蒔絵	2階収蔵庫 内美術品
112	6556	1024099	その他美術品類	中村雅明作 染牙目白香合 象牙	2階収蔵庫 内美術品
113	6557	1024099	その他美術品類	金唐草蒔絵伏籠 江戸時代	2階収蔵庫 内美術品
114	6558	1024099	その他美術品類	音丸淳作 堆漆兎文香合 漆	2階収蔵庫 内美術品
115	6559	1024099	その他美術品類	加藤達美作 軟彩釉掻取文香りの器 陶器	2階収蔵庫 内美術品
116	6560	1024099	その他美術品類	銀透金具付香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
117	6561	1024099	その他美術品類	婦人と孔雀像香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
118	6562	1024099	その他美術品類	スノーボール香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
119	6563	1024099	その他美術品類	雅宴文香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
120	6564	1024099	その他美術品類	婦人胸像香水瓶ケース	2階収蔵庫 内美術品
121	6565	1024099	その他美術品類	鍍金・金彩紺色ガラスアトマイザー	2階収蔵庫 内美術品
122	6566	1024099	その他美術品類	木製人物像ハート形香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
123	6567	1024099	その他美術品類	蒔絵香枕 江戸時代 蒔絵	2階収蔵庫 内美術品
124	6568	1024099	その他美術品類	七宝キューピッド像ケース付香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
125	6569	1024099	その他美術品類	薔薇文香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
126	6570	1024099	その他美術品類	流水文ガラス香水瓶ヴェネチアングラス様式	2階収蔵庫 内美術品
127	6571	1024099	その他美術品類	蜜蜂小屋形ケース入緑色被せカットガラス香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
128	6572	1024099	その他美術品類	カットガラス香水瓶(金栓付)	2階収蔵庫 内美術品

No.	備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
129	6573	1024099	その他美術品類	鼻煙壺（ガラス）3.3×2.2×H7.5	2階収蔵庫 内美術品
130	6574	1024099	その他美術品類	鼻煙壺（ガラス）5.0×2.7×H7.6	2階収蔵庫 内美術品
131	6575	1024099	その他美術品類	十種香箱（志野流）	2階収蔵庫 内美術品
132	6576	1024099	その他美術品類	（独）マイセン 花と人物付ポプリポット	2階収蔵庫 内美術品
133	6577	1024099	その他美術品類	白幡 明作 角形菊繫紋香立7.7×7.7×H2.5	2階収蔵庫 内美術品
134	6578	1024099	その他美術品類	乾 南陽作「熊野」六曲一双屏風	2階収蔵庫 内美術品
135	6579	1024099	その他美術品類	仲山進作 香立「はな」ABC	2階収蔵庫 内美術品
136	6580	1024099	その他美術品類	鼻煙壺（ガラス）3.7×2.4×H7.0	2階収蔵庫 内美術品
137	6581	1024099	その他美術品類	徳田八十吉作 彩釉香合 6.3×5.9×H3.6	2階収蔵庫 内美術品
138	6582	1024099	その他美術品類	鼻煙壺（ガラス）4.5×2.5×H5.5	2階収蔵庫 内美術品
139	6583	1024099	その他美術品類	井伏圭介作 鍛鉄接合布目糸象嵌香炉	2階収蔵庫 内美術品
140	6584	1024099	その他美術品類	松喰鶴詩絵螺鈿二階棚（模造品）	2階収蔵庫 内美術品
141	6585	1024099	その他美術品類	仲山進作 香立「はな」ABC	2階収蔵庫 内美術品
142	6586	1024099	その他美術品類	中野三朗作 鍍銅獅子香炉（銅）	2階収蔵庫 内美術品
143	6587	1024099	その他美術品類	大須賀選作 瑞貝香合（赤銅・金・象嵌）	2階収蔵庫 内美術品
144	6588	1024099	その他美術品類	仲山進作 香立「はな」ABC	2階収蔵庫 内美術品
145	6589	1024099	その他美術品類	安藤泉作 アッサムの空 香炉 銅	2階収蔵庫 内美術品
146	6590	1024099	その他美術品類	荒川明作 香炉 岩流 陶器	2階収蔵庫 内美術品
147	6591	1024099	その他美術品類	奥村公規作 しろがね香炉 薨 銀・金	2階収蔵庫 内美術品
148	6592	1024099	その他美術品類	新井吉雄作 珊瑚塗 香合 木・変り塗	2階収蔵庫 内美術品
149	6593	1024099	その他美術品類	今野登志夫作 香立 H18 陶器	2階収蔵庫 内美術品
150	6594	1024099	その他美術品類	今野登志夫作 香立 H22 陶器	2階収蔵庫 内美術品
151	6595	1024099	その他美術品類	倉本陽子作 香合 ガラス	2階収蔵庫 内美術品
152	6596	1024099	その他美術品類	安藤泉作 スリランカの螺旋 香炉 銅・銀	2階収蔵庫 内美術品
153	6597	1024099	その他美術品類	齋藤明作 蛭型臚銀鼎香炉「三角すかし」銅	2階収蔵庫 内美術品
154	6598	1024099	その他美術品類	ビーター・アヒン作 無題 untitled ガラス	2階収蔵庫 内美術品
155	6599	1024099	その他美術品類	竹久夢二作 化粧の秋 木版画 大正13年	2階収蔵庫 内美術品
156	6600	1024099	その他美術品類	三田村有純作 星ふる木立 漆	2階収蔵庫 内美術品
157	6601	1024099	その他美術品類	阿古陀香炉（香雅堂） 現代	2階収蔵庫 内美術品
158	6602	1024099	その他美術品類	火取り香炉（桑） 現代	2階収蔵庫 内美術品
159	6603	1024099	その他美術品類	倉本陽子作 香合 ガラス H7.5	2階収蔵庫 内美術品
160	6604	1024099	その他美術品類	蒸留実験装置 現代 ガラス	2階収蔵庫
161	6605	1024099	その他美術品類	藤牡丹草花蒔絵香筆筥 江戸時代	2階収蔵庫 内美術品
162	6606	1024099	その他美術品類	小島雅生作 のろしに向かってII ブロンズ	2階収蔵庫 内美術品
163	6607	1024099	その他美術品類	築地久弥作 連弁香合 漆	2階収蔵庫 内美術品
164	6608	1024099	その他美術品類	田口善明作 花	2階収蔵庫 内美術品
165	6609	1024099	その他美術品類	西村淳子作 香水瓶（虹の日に） ガラス	2階収蔵庫 内美術品
166	6610	1024099	その他美術品類	西村淳子作 香立て（しあわせがいっぱい）	2階収蔵庫 内美術品
167	6611	1024099	その他美術品類	平松保城作 しろがね わん 純銀	2階収蔵庫 内美術品
168	6612	1024099	その他美術品類	西村淳子作 香立て（ヴォーレーレ） ガラス	2階収蔵庫 内美術品
169	6613	1024099	その他美術品類	渡辺渉作 香炉（曲） 彩陶	2階収蔵庫 内美術品
170	6614	1024099	その他美術品類	ランス・フリトマン作 Denizens（居住者たち）	2階収蔵庫 内美術品
171	6615	1024099	その他美術品類	中尾祐子作 風の記憶 ガラス	2階収蔵庫 内美術品
172	6616	1024099	その他美術品類	小暮紀一作 コアグラス香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
173	6617	1024099	その他美術品類	白幡明作 桔梗（香合） クリスタルガラス	2階収蔵庫 内美術品
174	6618	1024099	その他美術品類	崎山隆之作 香炉「華容」 陶器	2階収蔵庫 内美術品
175	6619	1024099	その他美術品類	関根正文作 錫 香りの器V	2階収蔵庫 内美術品
176	6620	1024099	その他美術品類	鈴木雅也作 透胎香函 ちいさな春みつけた	2階収蔵庫 内美術品
177	6621	1024099	その他美術品類	香水瓶 透明 H25 ガラス	2階収蔵庫 内美術品
178	6622	1024099	その他美術品類	原正樹作 唐金香器 大和憧憬 銅合金	2階収蔵庫 内美術品
179	6623	1024099	その他美術品類	井伏圭介作 鍛鉄接合布目糸象嵌香炉 No29	2階収蔵庫 内美術品
180	6624	1024099	その他美術品類	宮田亮平作 パストラーレ 銅・真鍮	2階収蔵庫 内美術品
181	6625	1024099	その他美術品類	松本達弥作 堆漆香合「松葉」 堆漆板	2階収蔵庫 内美術品
182	6626	1024099	その他美術品類	香木 6点	2階収蔵庫 内美術品
183	6627	1024099	その他美術品類	水越芳子作 置き香「花垣」 佐賀錦	2階収蔵庫 内美術品
184	6628	1024099	その他美術品類	水越芳子作 にほひ袋 三種 佐賀錦	2階収蔵庫 内美術品
185	6629	1024099	その他美術品類	南佳織作 硝子香器 華 ガラス	2階収蔵庫 内美術品
186	6630	1024099	その他美術品類	水越芳子作 置き香「波光」 佐賀錦	2階収蔵庫 内美術品
187	6631	1024099	その他美術品類	山本伸子作 香合 初春 省胎七宝	2階収蔵庫 内美術品
188	6632	1024099	その他美術品類	三好かがり作 彩切貝とガラスの小箱	2階収蔵庫 内美術品
189	6633	1024099	その他美術品類	大須賀喬作 蟻文銅香合 銅	2階収蔵庫 内美術品
190	6634	1024099	その他美術品類	奥窪聖美作 乾漆貝形香合 麻布	2階収蔵庫 内美術品
191	6635	1024099	その他美術品類	七代清水六兵衛作 裁土黒釉香炉容	2階収蔵庫 内美術品
192	6636	1024099	その他美術品類	志野流香道具 現代 漆	2階収蔵庫 内美術品
193	6637	1024099	その他美術品類	か梨勲 昭和時代	2階収蔵庫 内美術品
194	6638	1024099	その他美術品類	徳田八十吉作 燦彩香炉 恒河 彩釉磁器	2階収蔵庫 内美術品

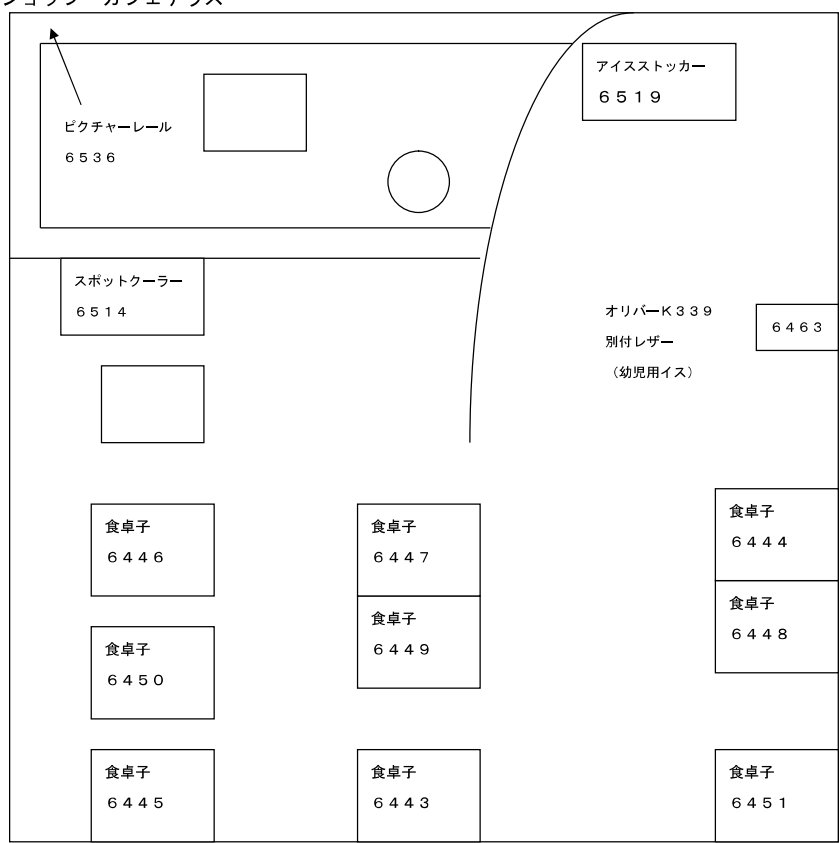
No.	備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
195	6639	1024099	その他美術品類	一陽齋豊国・香蝶楼豊国／画 浮世絵版画	2階収蔵庫 内美術品
196	6640	1024099	その他美術品類	青銅鵲尾形柄香炉 隋時代 青銅	2階収蔵庫 内美術品
197	6641	1024099	その他美術品類	香水瓶 ピンク H16 ガラス	2階収蔵庫 内美術品
198	6642	1024099	その他美術品類	香水瓶（ブルー） H21	2階収蔵庫 内美術品
199	6643	1024099	その他美術品類	香水瓶 イエロー H18 ガラス	2階収蔵庫 内美術品
200	6644	1024099	その他美術品類	橋本明夫作 気流Ⅱ ステンレススチール	2階収蔵庫 内美術品
201	6645	1024099	その他美術品類	七代金城一斎作 鼈甲地高盛絵赤蜻蛉香合	2階収蔵庫 内美術品
202	6646	1024099	その他美術品類	香水瓶 アンバー H20 ガラス	2階収蔵庫 内美術品
203	6647	1024099	その他美術品類	香水瓶 グリーン H20 ガラス	2階収蔵庫 内美術品
204	6648	1024099	その他美術品類	大角幸枝作 南鐙香合 曙光 銀	2階収蔵庫 内美術品
205	6649	1024099	その他美術品類	香水瓶 イエロー H29 ガラス	2階収蔵庫 内美術品
206	6650	1024099	その他美術品類	香水瓶 グリーン H29 ガラス	2階収蔵庫 内美術品
207	6651	1024099	その他美術品類	河上恭一郎作 碧八角香合 クリスタルガラス	2階収蔵庫 内美術品
208	6652	1024099	その他美術品類	香水瓶 透明 H29 ガラス	2階収蔵庫 内美術品
209	6653	1024099	その他美術品類	井上萬二作 白磁青海波文香炉 磁器	2階収蔵庫 内美術品
210	6654	1024099	その他美術品類	香水瓶 透明 H17 ガラス	2階収蔵庫 内美術品
211	6655	1024099	その他美術品類	山田輝雄作 香合 八方切子 峻 ガラス	2階収蔵庫 内美術品
212	6656	1024099	その他美術品類	室瀬和美作 SEASON・春 香炉 乾漆	2階収蔵庫 内美術品
213	6657	1024099	その他美術品類	山根寛齋作 南天造どんぐり香合 挽物	2階収蔵庫 内美術品
214	6658	1024099	その他美術品類	仲山進作 香炉「夢」 ブロンズ	2階収蔵庫 内美術品
215	6659	1024099	その他美術品類	音丸淳作 堆漆 夕焼香合	2階収蔵庫 内美術品
216	6660	1024099	その他美術品類	仲山進作 香立「あくび」 ブロンズ	2階収蔵庫 内美術品
217	6661	1024099	その他美術品類	平松保城作 薫りのうつわ 銅	2階収蔵庫 内美術品
218	6662	1024099	その他美術品類	中野恵祥作 金銅雄鶏香炉 銅板製鍍金	2階収蔵庫 内美術品
219	6663	1024099	その他美術品類	北村眞一作 蛸型鑄銅金彩吹込硝子 合子	2階収蔵庫 内美術品
220	6664	1024099	その他美術品類	浅井盛征作 水芭蕉香合 黄銅・銀・金	2階収蔵庫 内美術品
221	6665	1024099	その他美術品類	佐野安正作 廻星 宙の香り ガラス	2階収蔵庫 内美術品
222	6666	1024099	その他美術品類	九鬼英子作 泥七宝 香合	2階収蔵庫 内美術品
223	6667	1024099	その他美術品類	山根寛齋作 島柿造香筒と枕 指物	2階収蔵庫 内美術品
224	6668	1024099	その他美術品類	御家流香道具 現代 漆	2階収蔵庫 内美術品
225	6669	1024099	その他美術品類	桜樹蔭絵菊紋散香道具箱 江戸時代	2階収蔵庫 内美術品
226	6670	1024099	その他美術品類	角形カットガラス香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
227	6671	1024099	その他美術品類	フランスサボンパッケージラベル	2階収蔵庫 内美術品
228	6672	1024099	その他美術品類	オーデコロンラベル	2階収蔵庫 内美術品
229	6673	1024099	その他美術品類	藍色カット・ガラス香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
230	6674	1024099	その他美術品類	化粧用香水セット（7点）	2階収蔵庫 内美術品
231	6675	1024099	その他美術品類	草花文エナメル彩ガラス香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
232	6676	1024099	その他美術品類	藍色内被せカットガラス香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
233	6677	1024099	その他美術品類	扇形広告 王の谷	2階収蔵庫 内美術品
234	6678	1024099	その他美術品類	パイナップル形香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
235	6679	1024099	その他美術品類	香水瓶 金の夢	2階収蔵庫 内美術品
236	6680	1024099	その他美術品類	花を持つ少年像香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
237	6681	1024099	その他美術品類	卵形金・銀箔被せガラス香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
238	6682	1024099	その他美術品類	花を持つ貴婦人像香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
239	6683	1024099	その他美術品類	司祭像香水瓶 携帯ケース付	2階収蔵庫 内美術品
240	6684	1024099	その他美術品類	円文緑色被せカットガラス香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
241	6685	1024099	その他美術品類	薔薇水散水瓶	2階収蔵庫 内美術品
242	6686	1024099	その他美術品類	紅色被せカットガラスダブル香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
243	6687	1024099	その他美術品類	ラッパ形銀製香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
244	6688	1024099	その他美術品類	十字章形琥珀香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
245	6689	1024099	その他美術品類	香油瓶 3～4世紀	2階収蔵庫 内美術品
246	6690	1024099	その他美術品類	紺色縞目文レースガラス香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
247	6691	1024099	その他美術品類	田中信行作 香器	2階収蔵庫 内美術品
248	6692	1024099	その他美術品類	中山ヤスコ作 銀宝珠香合 銀	2階収蔵庫 内美術品
249	6693	1024099	その他美術品類	奥窪聖美作 紐胎香水瓶箱 紐・麻布	2階収蔵庫 内美術品
250	6694	1024099	その他美術品類	瀧口和男作 秋の日に 陶・真鍮	2階収蔵庫 内美術品
251	6695	1024099	その他美術品類	遠藤透作 青銅香立「宇宙舟」 ブロンズ	2階収蔵庫 内美術品
252	6696	1024099	その他美術品類	大角幸枝作 南鐙袖香炉「渡海」 銀	2階収蔵庫 内美術品
253	6697	1024099	その他美術品類	香油瓶 2～3世紀	2階収蔵庫 内美術品
254	6698	1024099	その他美術品類	飯野一朗作「香りのタワー」 銅	2階収蔵庫 内美術品
255	6699	1024099	その他美術品類	香油瓶 3～4世紀 H8.3	2階収蔵庫 内美術品
256	6700	1024099	その他美術品類	扇形広告 金の夢	2階収蔵庫 内美術品
257	6701	1024099	その他美術品類	香油瓶 2世紀	2階収蔵庫 内美術品
258	6702	1024099	その他美術品類	人物像香水瓶	2階収蔵庫 内美術品
259	6703	1024099	その他美術品類	オイノコエ型香油瓶 3～4世紀	2階収蔵庫 内美術品
260	6704	1024099	その他美術品類	香油瓶（アンバー色） 3～4世紀	2階収蔵庫 内美術品

No.	備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
261	6705	1024099	その他美術品類	細口香油瓶 1～2世紀	2階収蔵庫 内美術品
262	6706	1024099	その他美術品類	コアガラス香油瓶 紀元前2～1世紀	2階収蔵庫 内美術品
263	6707	1024099	その他美術品類	切子装飾長頸香油瓶 9～10世紀	2階収蔵庫 内美術品
264	6708	1024099	その他美術品類	広口香油瓶 2～5世紀	2階収蔵庫 内美術品
265	6709	1024099	その他美術品類	香水瓶 レッド H25 ガラス	2階収蔵庫 内美術品
266	6710	1024099	その他美術品類	二連瓶 4～5世紀	2階収蔵庫 内美術品
267	6711	1024099	その他美術品類	藤蒔絵沈香箱 江戸時代 蒔絵	2階収蔵庫 内美術品
268	6712	1024099	その他美術品類	打ち出し果物文銀製香水瓶（コンパクト付）	2階収蔵庫 内美術品
269	6713	1024099	その他美術品類	扇散蒔絵化粧調度 江戸時代	2階収蔵庫 内美術品
270	6714	1024099	その他美術品類	四種盤 江戸時代 蒔絵	2階収蔵庫 内美術品
271	6715	1024099	その他美術品類	鶺鴒色縮緬地振袖 江戸時代末期～明治時代	2階収蔵庫 内美術品
272	6716	1024099	その他美術品類	松藤蒔絵香棚 江戸時代（中期）	2階収蔵庫 内美術品
273	6717	1024099	その他美術品類	火取母 江戸時代	2階収蔵庫 内美術品
274	6718	1024099	その他美術品類	藤紋蒔絵阿古陀香炉 江戸時代	2階収蔵庫 内美術品
275	6719	1024099	その他美術品類	梨地つわ山吹十種香箱 江戸時代（中期）	2階収蔵庫 内美術品
276	6720	1024099	その他美術品類	香木伽羅 桐金蒔絵沈箱 江戸時代（沈箱）	2階収蔵庫 内美術品
277	6721	1024099	その他美術品類	宮脇昭彦作 香炉B 陶磁器	2階収蔵庫 内美術品
278	6722	1024099	その他美術品類	『十種香暗部山』写本・香席記録紙 江戸	2階収蔵庫 内美術品
279	6723	1024099	その他美術品類	山本未果作 香炉「夜明けまで」 ガラス	2階収蔵庫 内美術品
280	6724	1024099	その他美術品類	緑釉博山炉 漢代	2階収蔵庫 内美術品
281	6725	1024099	その他美術品類	マイケル・A・ロジャース作 石 水平線の瓶3点	2階収蔵庫 内美術品
282	6726	1024099	その他美術品類	横山尚人作 スター ガラス	2階収蔵庫 内美術品
283	6727	1024099	その他美術品類	大西ハル作 かもめ合子 浮 銀	2階収蔵庫 内美術品
284	6728	1024099	その他美術品類	阿部和唐作 煙突（香炉） 陶器	2階収蔵庫 内美術品
285	6729	1027009	車椅子	オカムラ L801SAP ×440	1階学芸員室など
286	6730	1027009	車椅子	NC-2CB	1階学芸員室など
287	6731	1028001	案内板・掲示板	ポスター掲示板 2400W*1200H	1階ロビー
288	6732	1028001	案内板・掲示板	ポスター掲示板 3000W*1200H	2階ロビー
289	6733	1028001	案内板・掲示板	案内板 4380DA	1階ロビー
290	6734	1029099	その他車両類	台車 356-3213 ウチダ	1階学芸員室など

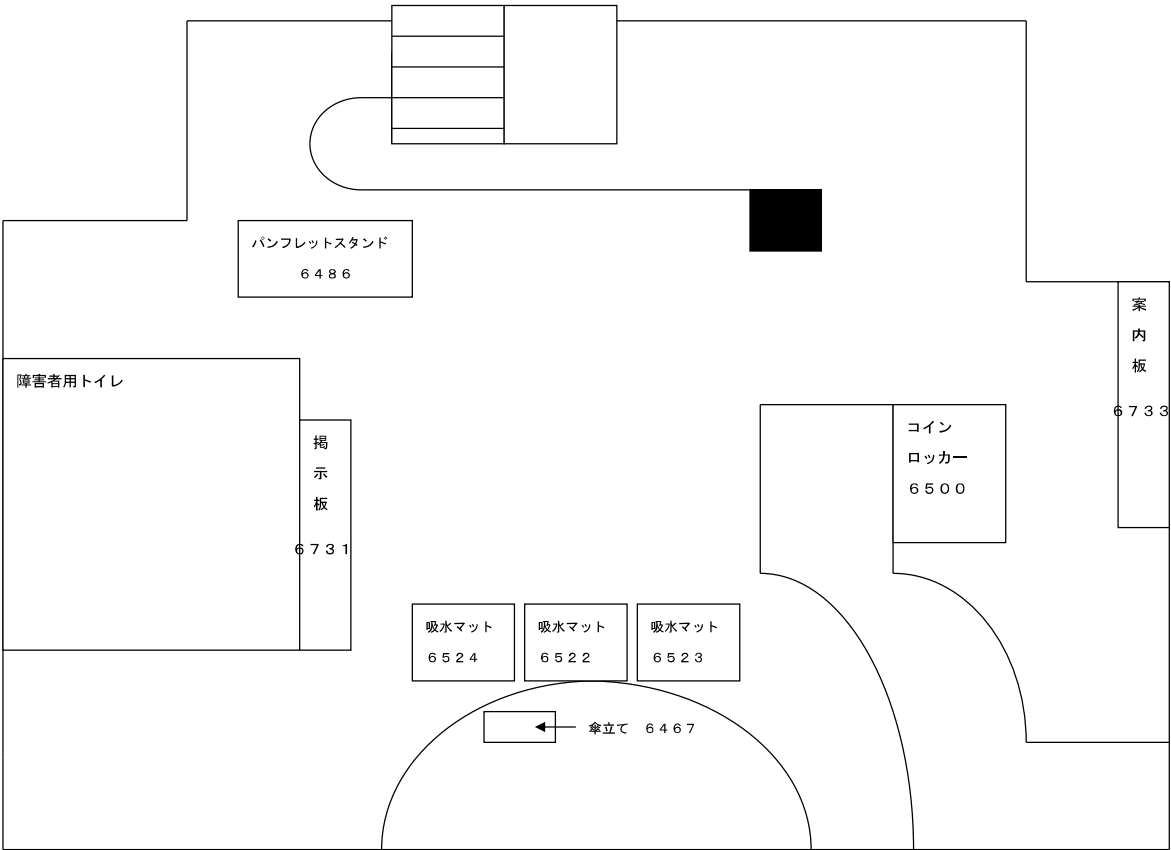
香りの博物館 1 階体験コーナー



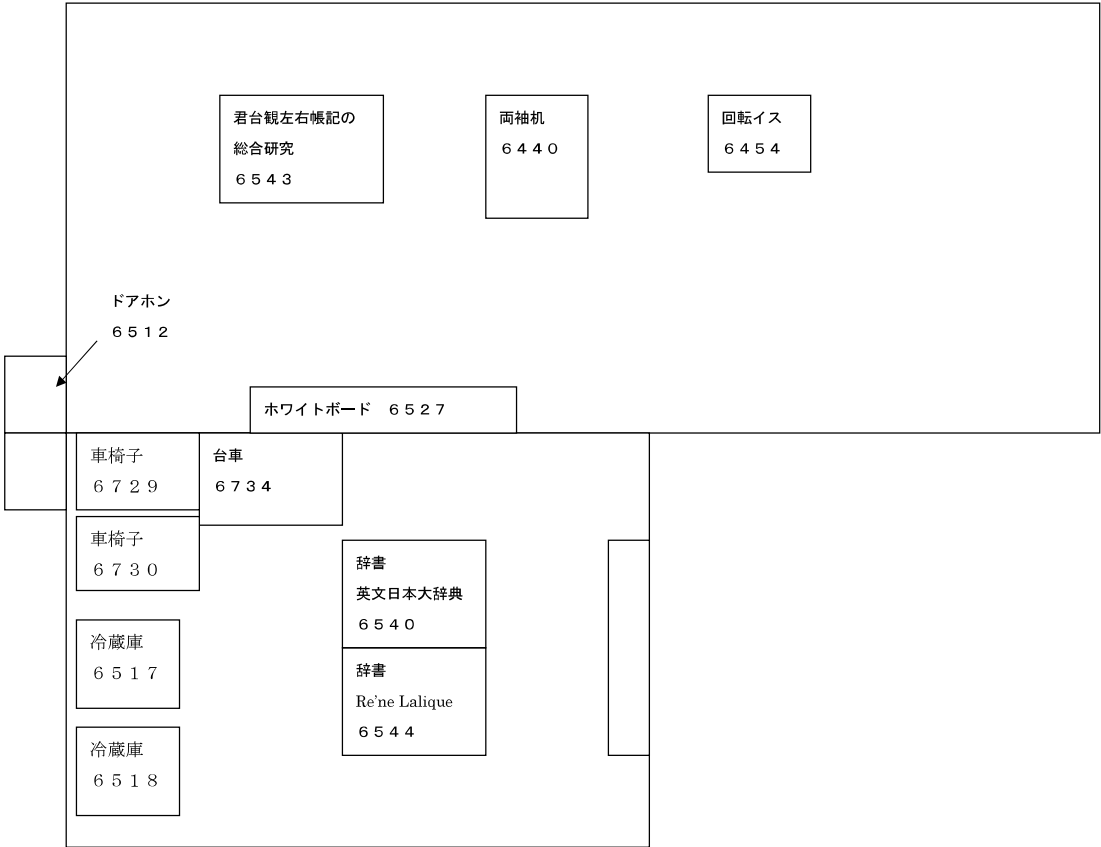
香りの博物館 1 階ショップ・カフェテラス



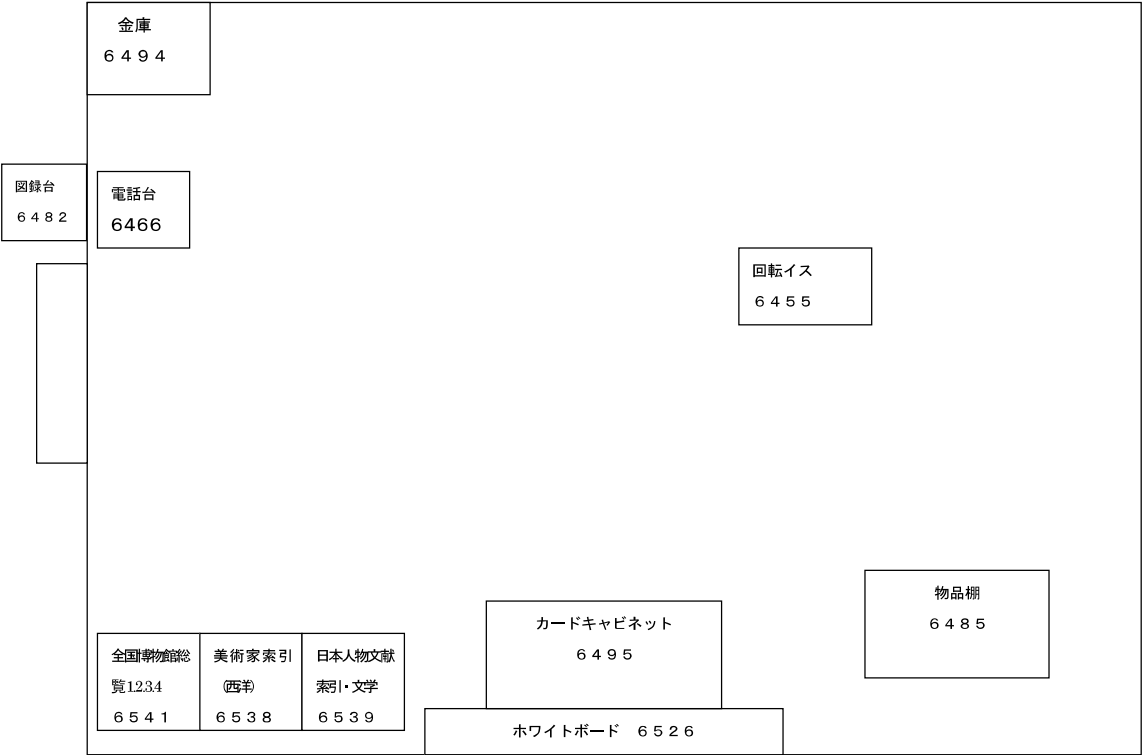
香りの博物館 1 階ロビー・障害者用トイレ



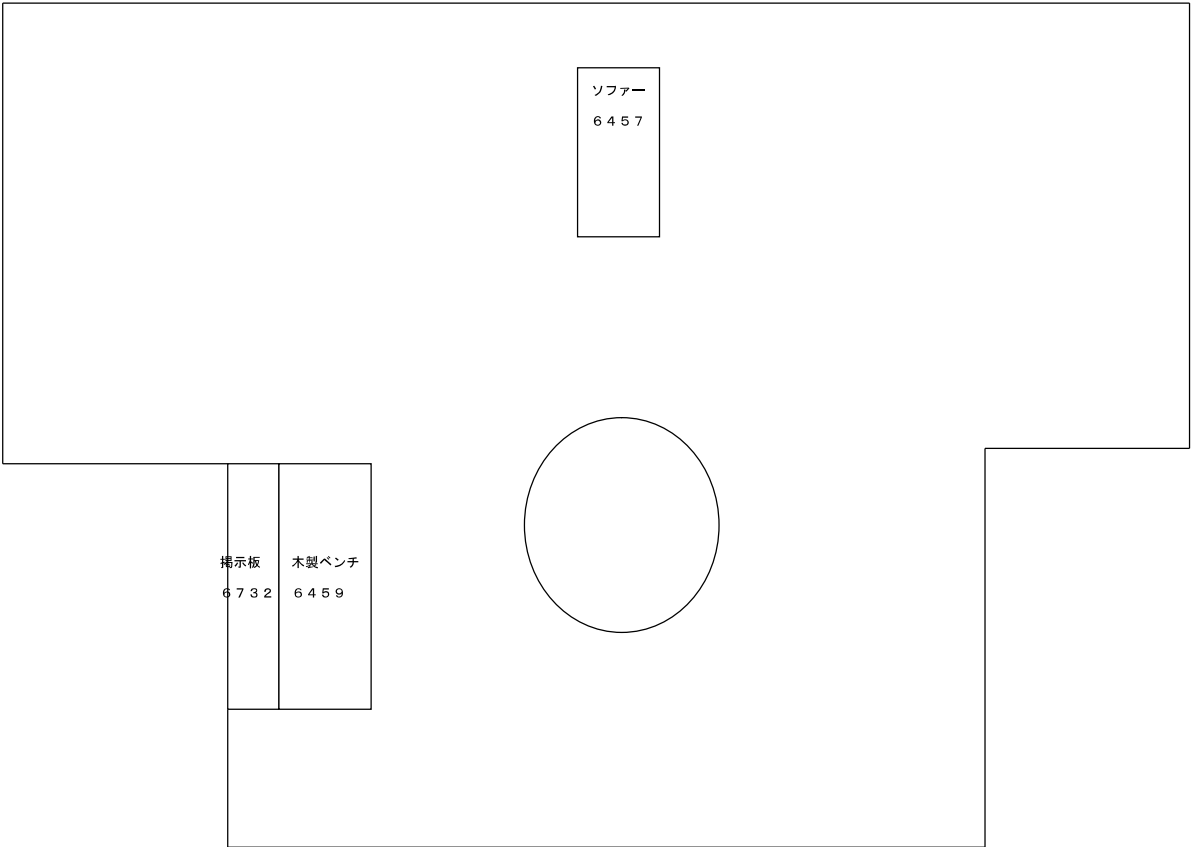
香りの博物館 1 階学芸員室・通用口・荷解室



香りの博物館 1 階事務室

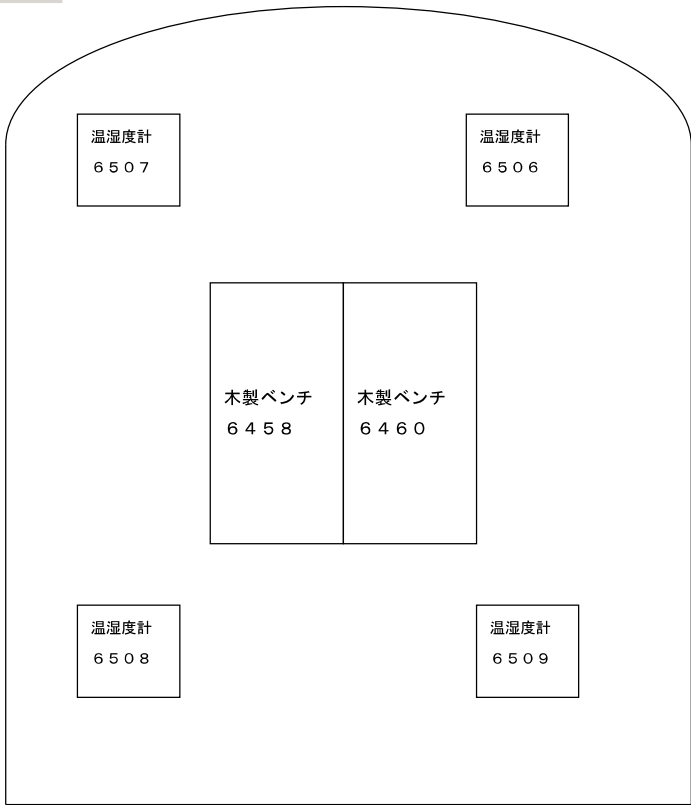


香りの博物館 2 階ロビー

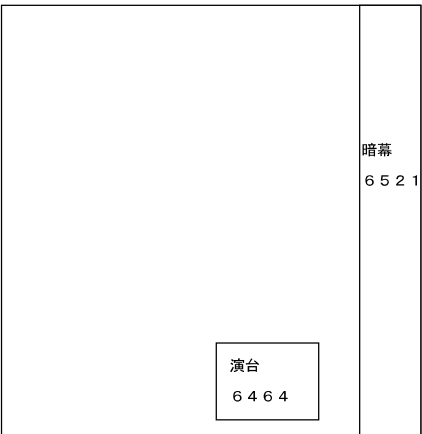


香りの博物館 2階展示スペース・香りのサロン・倉庫

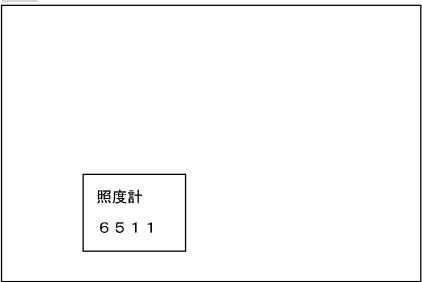
展示スペース



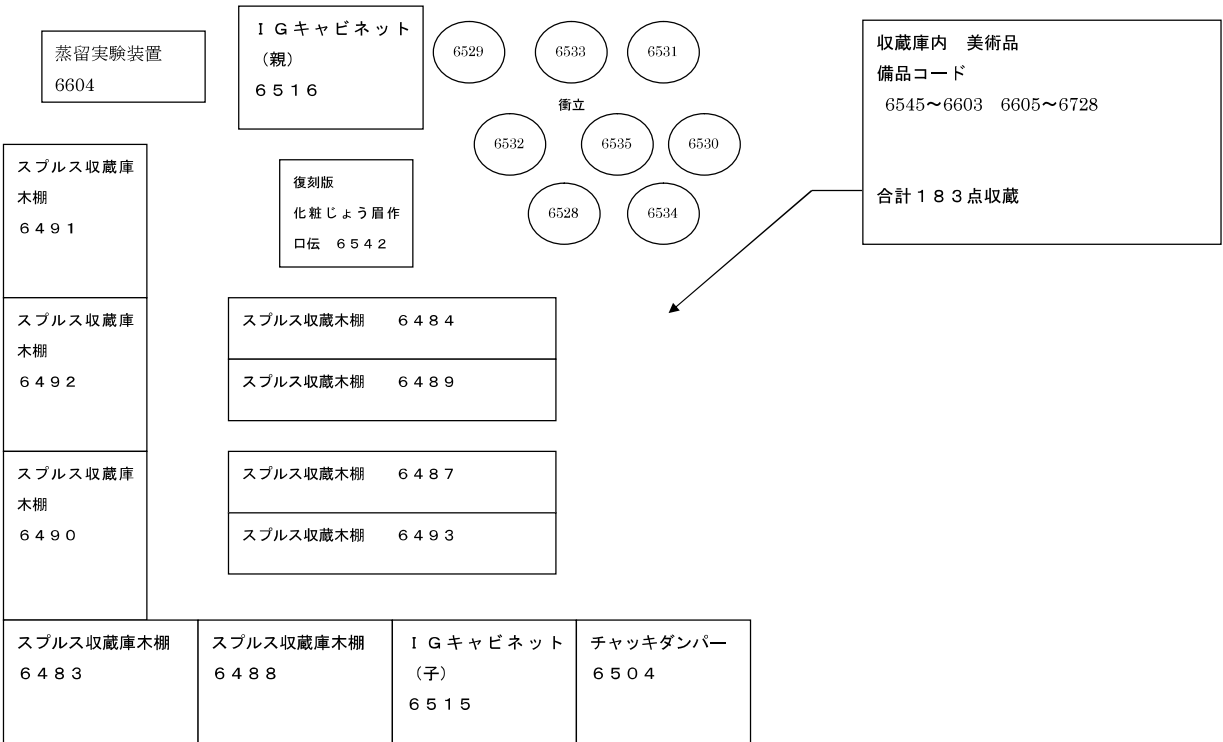
香りのサロン



倉庫



香りの博物館 2階収蔵庫



豊田防災倉庫2階東側棚

免震装置 6 4 7 0	免震装置 6 4 7 9	免震装置 6 4 8 0	免震装置 6 4 7 2
免震装置 6 4 7 1	免震装置 6 4 7 4	免震装置 6 4 7 3	免震装置 6 4 7 6
免震装置 6 4 7 5	免震装置 6 4 6 8	免震装置 6 4 6 9	免震装置 6 4 7 8
免震装置 6 4 7 7			

■香りの博物館収蔵品一覧

1.日本の香り（香道具類 等）

No.	備品番号	作品名	員数	年代	品質形状等	サイズ（cm）	取得経緯
1	6605	藤牡丹草花蒔絵香簞笥	1基	江戸時代	蒔絵	12.0×18.0×H16.5	平成8年度購入
2	6669	桜樹蒔絵菊紋散香道具箱	1合	江戸時代	蒔絵	22.0×28.0×H20.5	平成8年度購入
3	6719	梨地吾山吹十種香箱	1合	江戸時代 中期	蒔絵・紫檀・象牙・和紙	17.3×24.5×H18.0	平成8年度購入
4	6557	金唐草蒔絵伏籠	1基	江戸時代	蒔絵	44.0×44.0×H44.0	平成9年度購入
5	6717	火取母	1点	江戸時代	蒔絵	径24.5×H38.0	平成9年度購入
6	6718	藤花桐紋散阿古陀香炉	1点	江戸時代	蒔絵	径10.5×H8.5	平成9年度購入
7	6715	鶺鴒縮緬地振袖	1領	江戸末期～明治時代	縮緬・5つ紋付き	長167.0	平成9年度購入
8	6716	松蔭蒔絵香棚	1式	江戸時代 中期	蒔絵	37.5×22.7×H34.2	平成10年度購入
9	-	松喰鶴蒔絵螺鈿二階棚（模造品）	1基	1997（原品：東京国立博物館）	蒔絵	39.4×85.2×H43.0	平成10年度制作委託購入
10	6713	扇散蒔絵化粧調度	1式	江戸時代	鏡台蒔絵	27.5×27.5×H65.5	平成10年度購入
11	6714	四種盤	1式	江戸時代	蒔絵	30.5×40.0×H9.5	平成11年度購入
12	6711	藤蒔絵沈箱	1式	江戸時代	蒔絵	12.0×14.3×H11.0	平成11年度購入
13	6567	蒔絵香枕	1式	江戸時代	蒔絵	10.3×19.8×H13.0	平成12年度購入
14	6720	香木 伽羅 桐金蒔絵沈箱	1式	江戸時代 初期（沈箱）	蒔絵	13.5×27.5×H11.0	平成15年度購入
15	6722	『十種香暗部山』写本・香席記録紙	1式	江戸時代	和紙	27.5×18.5	平成15年度購入
16	6554	釣香炉	1点	江戸後期～明治時代	銅・鍍金	径9.0	平成15年度購入
17	6548	菖蒲蒔絵 大阿古蛇香炉	1点	江戸末期	蒔絵・螺鈿	径19.5×H13.5	平成16年度購入
18	6547	七宝釣香炉	1点	江戸時代	七宝	径9.0	平成16年度購入
19	6555	蒔絵笈づる形香炉	1点	江戸時代	蒔絵・螺鈿	9.0×9.0×H14.0	平成16年度購入
20	6575	十種香箱（志野流）	1合	明治～昭和時代頃	漆・蒔絵	17.5×19.0×H15.0	平成17年度購入

2.西洋の香り（香水瓶・香油瓶 等）

No.	備品番号	作品名	員数	年代	品質形状等	サイズ（cm）	取得経緯
1	6551	三組ハート型ケース入香水瓶	1式	18世紀 フランス	ガラス	3.6×3.5×H3.7	平成9年度購入
2	6552	エナメル金彩シノワズリ文ガラス香水瓶 携帯ケース付	1点	1775-80年 イギリス	ガラス	1.8×3.7×H7.3	平成9年度購入
3	6549	エナメル金彩ブロード文ガラス香水瓶 携帯ケース付	1点	1775-80年 イギリス	ガラス	1.7×3.8×H8.3	平成9年度購入
4	6550	トルコ石象嵌カット・ガラス香水瓶 金栓・ケース付	1点	18世紀 イギリス	ガラス	1.9×4.0×H11.1	平成9年度購入
5	6571	蜜蜂小屋形ケース入緑色被せカット・ガラス香水瓶	1式	19世紀 ドイツ	ガラス	8.4×8.1×H15.0	平成9年度購入
6	6572	カット・ガラス香水瓶（金栓付）	1点	19世紀 チェコ（北ボヘミア）	ガラス	3.3×H11.1	平成9年度購入
7	6560	銀透金具付香水瓶	1点	1925-30年 ドイツ	銀透彫・ガラス	1.5×4.7×H5.4	平成9年度購入
8	6570	流水文ガラス香水瓶 ヴェネチアン・グラス様式	1点	20世紀中頃ドイツ	ガラス	4.0×H7.9	平成9年度購入
9	6553	銀透金具付婦人像紫色ガラス香水瓶	1点	1893年 イギリス Child&Child社	金銅透彫・ガラス	2.7×4.9×H8.6	平成9年度購入
10	6568	七宝キュービッド像ケース付香水瓶	1点	18世紀末 イギリス（ビルストン窯）	七宝	2.0×3.3×H6.0	平成9年度購入
11	6565	鍍金・金彩紺色ガラスアトマイザー	1点	20世紀 アメリカ	ガラス	5.8×9.2×H19.4	平成9年度購入
12	6566	木製人物像ハート形香水瓶	1点	17世紀 フランス	ツゲ材	3.3×5.3×H9.4	平成9年度購入
13	6683	司祭像香水瓶 携帯ケース付	1点	1750-58年 イギリス（チェルシー窯）	磁器	2.1×H8.5	平成9年度購入
14	6563	雅宴文香水瓶	1点	1770-75年 デンマーク（コペンハーゲン王立窯）	磁器	2.2×4.4×H9.1	平成9年度購入
15	6564	婦人胸像香水瓶外ケース	1点	1760-65年 イギリス（チェルシー窯）	磁器	2.2×2.3×H13.5	平成9年度購入
16	6561	婦人と孔雀像香水瓶	1点	19世紀 ドイツ	磁器	3.2×5.5×H9.9	平成9年度購入
17	6562	スノーボール香水瓶	1点	19世紀初頭 ドイツ（ドレスデン窯）	磁器	6.4×H11.0	平成9年度購入
18	6702	人物像香水瓶	1対	19世紀 フランス（リモージュ窯）	磁器	6.9×H10.3 / 6.9×H10.5	平成9年度購入
19	6569	薔薇文香水瓶	1点	20世紀中頃 ドイツ	磁器	1.4×5.5×H6.3	平成9年度購入
20	6712	打ち出し果物文銀製香水瓶（コンパクト付き）	1点	19世紀末 イギリス	銀	2.4×7.3×H7.4	平成9年度購入
21	6687	ラッパ形銀製香水瓶	1点	19世紀 イギリス	銀	3.5×5.0×H10.9	平成9年度購入
22	6688	十字章形琥珀色香水瓶	1点	18世紀中頃 ドイツ	ガラス	1.2×4.0×H4.6	平成9年度購入
23	6685	薔薇文撒水瓶	1点	18世紀 ベルシャ	ガラス	9.8×12.3×H16.0	平成9年度購入
24	6686	紅色被せカット・ガラス・ダブル香水瓶	1点	19世紀末 イギリス	ガラス	3.0×H13.6	平成9年度購入
25	6684	円文緑色被せカット・ガラス香水瓶	1点	19世紀末 イギリス	ガラス	2.9×H13.2	平成9年度購入
26	6681	卵形金・銀箔被せガラス香水瓶	1点	19世紀末 イギリス	ガラス	4.0×H10.5	平成9年度購入
27	6682	花を持つ貴婦人像香水瓶	1点	18世紀末-19世紀初頭 イギリス（ダービー窯）	磁器	4.6×4.2×H8.3	平成9年度購入
28	6670	角形カット・ガラス香水瓶	1点	19世紀 イギリス	ガラス	2.2×3.9×H9.0	平成9年度購入
29	6680	花を持つ少年像香水瓶	1点	18世紀末-19世紀初頭 イギリス（ダービー窯）	磁器	4.4×3.9×H8.5	平成9年度購入
30	6690	紺色縞目文レースガラス香水瓶	1点	19世紀 イタリア	ガラス	1.2×2.0×H6.3	平成9年度購入
31	6678	バイナッブル形香水瓶	1点	19世紀 イギリス（ロッキンガム窯）	磁器	4.5×H10.1	平成9年度購入
32	6675	草花文エナメル彩ガラス香水瓶	1点	19世紀末 イギリス	ガラス	1.8×3.0×H9.3	平成9年度購入
33	6676	藍色内被せカット・ガラス香水瓶	1点	19世紀末 イギリス	ガラス	2.5×3.7×H8.2	平成9年度購入
34	6673	藍色カット・ガラス香水瓶	1点	19世紀中頃 イギリス	ガラス	2.5×3.7×H8.2	平成9年度購入
35	6674	化粧用香水セット（7点）	1式	20世紀 オーストリア	ガラス他	香水瓶H14.0	平成9年度購入
36	6671	フランスサボンパッケージジラベル	1セット	20世紀初頭	紙・印刷（45枚）		平成9年度購入
37	6672	オーデコロンラベル	1セット	20世紀初頭	紙・印刷（53枚）		平成9年度購入
38	-	ラベンダー付香水宣伝ボード	1式	20世紀初頭	金属板・印刷	44.0×H32.0	平成9年度購入
39	-	香水宣伝ボード「アルルカンの夜」	1式	20世紀初頭	金属板・印刷	35.0×H26.0	平成9年度購入
40	-	ヒゲソリクリーム宣伝ボード	1点	20世紀	紙・印刷	20.0×H13.0	平成9年度寄贈
41	6700	扇形の香水広告（金の夢シリーズ）	1点	1926年 フランス（L.T.ビュエル社）	紙・木	H25.0	平成11年度購入
42	6677	扇形の香水広告（王の谷シリーズ）	1点	1923年 フランス（L.T.ビュエル社）	紙・木	H25.0	平成11年度購入
43	6679	香水瓶 金の夢	1点	1926年 フランス（バカラ社）	ガラス	10.7×5.7×H22.5	平成11年度購入
44	6642	香水瓶	1点	20世紀	ガラス	H21.0	平成11年度購入
45	6641	香水瓶	1点	20世紀	ガラス	H16.0	平成11年度購入
46	6546	香水瓶	1点	20世紀	マラカイトガラス	H16.0	平成11年度購入
47	6643	香水瓶	1点	20世紀	ガラス	H18.0	平成11年度購入
48	6709	香水瓶	1点	20世紀	ガラス	H25.0	平成11年度購入
49	6646	香水瓶	1点	20世紀	ガラス	H20.0	平成11年度購入
50	6647	香水瓶	1点	20世紀	マラカイトガラス	H20.0	平成11年度購入
51	6654	香水瓶	1点	20世紀	ガラス	H17.0	平成11年度購入
52	6652	香水瓶	1点	20世紀	ガラス	H29.0	平成11年度購入
53	6649	香水瓶	1点	20世紀	ガラス	H29.0	平成11年度購入
54	6650	香水瓶	1点	20世紀	ガラス	H29.0	平成11年度購入
55	6621	香水瓶	1点	20世紀	ガラス	H25.0	平成11年度購入
56	6576	花と人物付ポブリポット	1点	1880年頃 ドイツ（マイセン窯）	磁器	16.0×H29.0	平成17年度購入

No.	備品番号	作品名	員数	年代	品質形状等	サイズ (cm)	取得経緯
57	6707	切子装飾長頸香油瓶	1点	9～10世紀	ガラス／イラン	H13.0	平成9年度購入
58	6708	広口香油瓶	1点	2～5世紀	ガラス／東地中海沿岸	H10.2	平成9年度購入
59	6705	細口香油瓶	1点	1～2世紀	ガラス／東地中海沿岸	H14.5	平成9年度購入
60	6706	コアガラス香油瓶	1点	紀元前2～1世紀	ガラス／東地中海沿岸	5.3×7.0×H11.5	平成9年度購入
61	6703	オイノコエ型香油瓶	1点	3～4世紀 (ローマ時代)	ガラス／東地中海沿岸	H11.0	平成11年度購入
62	6704	香油瓶	1点	3～4世紀 (ローマ時代)	ガラス／東地中海沿岸	H6.0	平成11年度購入
63	6701	香油瓶	1点	2世紀 (ローマ時代)	ガラス／東地中海沿岸	H9.3	平成11年度購入
64	6689	香油瓶	1点	3～4世紀 (ローマ時代)	ガラス／東地中海沿岸	H7.0	平成11年度購入
65	6699	香油瓶	1点	3～4世紀 (ローマ時代)	ガラス／東地中海沿岸	H7.7	平成11年度購入
66	6710	二連瓶	1点	4～5世紀 (ローマ時代)	ガラス／シリア	H11.5	平成11年度購入
67	6697	香油瓶	1点	2～3世紀 (ローマ時代)	ガラス／シリア	H8.3	平成11年度購入

3.中国の香り（鼻煙壺等）

No.	備品番号	作品名	員数	年代	品質形状等	サイズ (cm)	取得経緯
1	-	鼻煙壺	1点	19～20世紀 中国清朝	ガラス	3.3×2.2×H7.5	平成9年度寄贈
2	-	鼻煙壺	1点	19～20世紀 中国清朝	ガラス	4.5×2.5×H5.5	平成9年度寄贈
3	-	鼻煙壺	1点	19～20世紀 中国清朝	ガラス	3.7×2.4×H7.0	平成9年度寄贈
4	-	鼻煙壺	1点	19～20世紀 中国清朝	ガラス	5.0×2.7×H7.6	平成9年度寄贈
5	6724	緑釉博山炉	1点	漢時代	緑釉	H22.5	平成14年度購入
6	6640	青銅鵝尾形柄香炉	1点	隋時代	青銅	34.0×9.5×H7.0	平成15年度購入

4.現代工芸作家

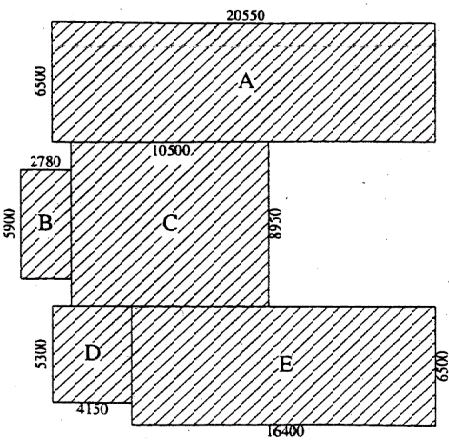
No.	備品番号	作 品 名	員数	年代	品質形状等	サイズ (cm)	取得経緯
1	6698	飯野一郎作 「香りのタワー」	1点	1998	銅・金錯・緑青（仕上げ）	径9.0×H41.0	平成10年度購入
2	6695	遠藤 透作 青銅香立「宇宙舟」	1点	1998	ブロンズ・石膏鑄造	12.0×45.0×H7.0	平成10年度購入
3	6696	大角幸枝作 南鐐袖香炉「渡海」	1点	1998	銀地・金布目象嵌	径9.0	平成10年度購入
4	6693	奥窪聖美作 紐胎香水瓶箱	1点	1998	紐・麻布・紙・脱乾漆	14.0×14.0×H13.0	平成10年度購入
5	6694	滝口和男作 秋の日に	1点	1996	陶・真鍮・ろくろ	径8.4×H8.4	平成10年度購入
6	6691	田中信行作 香器	2点	1998	木（桧）・漆	23.5×9.0×H2.5	平成10年度購入
7	6692	中山ヤスコ作 銀宝珠香合	1点	1982	銀・片切彫・金彩・岩絵具象嵌	径5.8×H3.7	平成10年度購入
8	6644	橋本明夫作 気流壺	1点	1998	ステンレススチール・ロストワックス鑄造	33.0×16.0×H22.0	平成10年度購入
9	6721	宮脇昭彦作 香炉B	1点	1998	陶磁器	10.5×10.5×H14.0	平成10年度購入
10	6723	山本未果作 香炉「夜明けまで」	5点	1998	ガラス・ブロンズ	径8.0×H7.5	平成10年度購入
11	6726	横山山人作 スター	1点	1994	ガラス・宙吹・ホットワーク・接着	径15.5×H27.8	平成10年度購入
12	6725	マイケル・A・ロジャース作 石 水平線の瓶	3点	1998	吹きガラス・みかげ石・ラミネート	9.0×H11.0・12.0×4.0×H17.5・11.0×4.4×H17.5	平成10年度購入
13	6728	阿部和唐作 煙突（香炉）	1点	1999	陶器	13.0×11.3×H29.3	平成11年度購入
14	6727	大西ハル作 かもめ合子 浮	1点	1999	銀・ロストワックス鑄造・青金・象嵌	8.0×5.0×H2.5	平成11年度購入
15	6558	音丸 淳作 堆漆瓊文香合	1点	1999	堆漆	6.1×6.1×H2.9	平成11年度購入
16	6559	加藤達美作 軟彩釉掻取文香りの器	1点	1999	陶器	15.5×14.5×H9.0	平成11年度購入
17	6651	河上恭一郎作 碧八角香合	1点	1999	クリスタルガラス	5.2×5.2×H4.0	平成11年度購入
18	6608	田口善明作 花	1点	1999	乾漆・貝	20.5×20.5×H10.5	平成11年度購入
19	6607	築地久弥作 蓮弁香合	1点	1999	乾漆	8.0×4.5×H3.0	平成11年度購入
20	6610	西村淳子作 香立て（しあわせがいっぱい）	1点	1999	宙吹き・パートドヴェール	6.5×24.3×H6.5	平成11年度購入
21	6609	西村淳子作 香水瓶（虹の日に）	1点	1999	宙吹き・パートドヴェール	10.0×14.3×H12.0	平成11年度購入
22	6612	西村淳子作 香立て（ヴォーラーレ）	1点	1999	宙吹き・ランプワーク	13.8×13.8×H36.0	平成11年度購入
23	6611	平松保城作 しろがね	1点	1999	純銀薄板	18.0×H9.0	平成11年度購入
24	6614	ランス・フリードマン作 Denizens（居住者たち）香立て	2点	1999	吹きガラス	16.2×11.4×H11.9・14.5×11.4×H13.0	平成11年度購入
25	6623	井伏圭介作 鍛鉄接合布目糸象嵌香炉	1点	2000	銀・鉄・象嵌	9.0×9.0×H12.5	平成12年度購入
26	-	井伏圭介作 鍛鉄接合布目糸象嵌香炉	1点	2000	銀・鉄・象嵌	径10.3×H12.5	平成12年度寄贈
27	6616	小暮紀一作 コアガラス香水瓶	1点	2000	ガラス・ランプワーク・コアガラス技法	径6.0×H16.0	平成12年度購入
28	6606	小島雅生作 のろしに向かって壺	1点	2000	青銅	17.0×50.0×H43.0	平成12年度購入
29	6618	崎山隆之作 香炉「華容」	1点	2000	陶器	13.0×13.0×H8.2	平成12年度購入
30	6617	白幡 明作 桔梗（香合）	1点	1991	クリスタルガラス・切子	径7.2×H2.8	平成12年度購入
31	-	白幡 明作 角形菊繋紋香立	1点	1992	クリスタルガラス・切子	7.7×7.7×H2.5	平成12年度寄贈
32	6620	鈴木雅也作 透胎香函 ちいさな春みつけた	1点	2000	素地 アクリル・螺鈿	16.0×15.0×H8.5	平成12年度購入
33	6619	関根正文作 錫 香りの器V	1点	2000	銀・打ち出し	径13.5×H11.0	平成12年度購入
34	6622	原 正樹作 唐金香器 大和憧憬	1点	2000	銅合金・鑄造	8.5×8.5×H6.0	平成12年度購入
35	6600	三田村有純作 星ふる木立	1点	2000	漆・金蒔絵	9.3×3.2×H4.0	平成12年度購入
36	6624	宮田亮平作 パストラーレ	1点	2000	銅・真鍮	16.0×14.0×H18.5	平成12年度購入
37	6613	渡辺 涉作 香炉（亜）	1点	2000	彩陶	径24.0×H33.0	平成12年度購入
38	6598	ピーター・アイビー作 無題 untitled	1点	2000	ガラス・宙吹き	22.0×13.0×H6.0	平成12年度購入
39	6592	新井吉雄作 珊瑚塗 香合	1点	2001	漆・変り塗	6.5×6.5×H2.8	平成13年度購入
40	6590	荒川明作 香炉 岩流	1点	2001	陶器	12.0×12.0×H13.0	平成13年度購入
41	6589	安藤泉作 アッサムの空（香炉）	1点	2001	銅・鍛金	52.0×17.0×H33.0	平成13年度購入
42	6596	安藤泉作 スリランカの螺旋（香炉）	1点	2001	銅・銀・鍛金	20.0×14.0×H30.0	平成13年度購入
43	6594	今野登志夫作 香立	1点	2001	陶器・灰釉	22.0×7.0×H13.0	平成13年度購入
44	6593	今野登志夫作 香立	1点	2001	陶器・灰釉	18.0×7.0×H15.0	平成13年度購入
45	6591	奥村公規作 しろがね香爐『鶯』	1点	1996	銀・金・鍛金・擦線象嵌	16.0×9.0×H13.0	平成13年度購入
46	6595	倉本陽子作 香合	1点	2000	ガラス・キャスト	10.0×7.0×H5.5	平成13年度購入
47	6603	倉本陽子作 香合	1点	2000	ガラス・キャスト	7.5×5.5×H4.0	平成13年度購入
48	6597	齋藤明作 型籠銀鼎香炉「三角すかし」	1点	2001	銅・銀・籠銀	径12.7×H16.5	平成13年度購入
49	6615	中尾祐子作 風の記憶	1点	2001	ガラス・宙吹き・フュージン・スランピング・ラスター彫付け	40.0×31.0×H19.5	平成13年度購入
50	6656	室瀬和美作 SEASON・春（香炉）	1点	2001	乾漆・螺鈿・蒔絵	10.5×10.5×H16.0	平成13年度購入
51	6655	山田輝雄作 香合 八方切子「峻」	1点	2000	ガラス・フリーブロー・カービングカット	径6.0×H4.5	平成13年度購入
52	6667	山根寛齋作 島椿造香筒と枕	1点	2001	指物	2.1×35.5×H1.9	平成13年度購入
53	6657	山根寛齋作 南天造どんぐり香合	1点	1998	挽物	径5.0×H4.5	平成13年度購入
54	6648	大角幸枝作 南鐐香合 曙光	1点	1996	銀・金・鉛・布目象嵌	径6.0×H3.5	平成13年度購入
55	6659	音丸淳作 堆漆 夕焼香合	1点	2001	堆漆	径6.7×H2.8	平成13年度購入
56	6662	中野恵祥作 金銅雄鶏香炉	1点	1962（昭和37年）	銅板製・鍍金	11.0×6.0×H10.0	平成13年度購入
57	6661	平松保城作 薫りのうつわ	1点	2002	銅・鍍付接合・銀メッキ	径28.0×H18.0	平成13年度購入
58	6664	浅井盛征作 水芭蕉香合	1点	2002	黄銅・銀・金・象嵌	径6.7×H2.0	平成14年度購入

No.	備品番号	作 品 名	員数	年代	品質形状等	サイズ (cm)	取得経緯
59	6663	北村真一作 蝶型鍍銅金彩吹込硝子 合子	1点	2002	鍍銅鍍金・吹込硝子	径10.0×H6.7	平成14年度購入
60	6666	九鬼英子作 泥七宝 香合	1点	1999	銅胎・泥釉	6.0×6.0×4.0	平成14年度購入
61	6665	佐野安正作 廻星 宙の香り	1点	2002	ガラス・宙吹き	48.0×48.0×10.0	平成14年度購入
62	6638	徳田八十吉作 耀彩香炉 恒河	1点	2002	彩釉磁器	径10.0×H10.5	平成14年度購入
63	-	徳田八十吉作 彩釉香合	1点		磁器	6.3×5.9×H3.6	平成14年度寄贈
64	6660	仲山進作 香立「あくび」	1点	2002	ブロンズ・銀	本体10.5×17.0×13.0	平成14年度購入
65	6658	仲山進作 香炉「夢」	1点	2002	ブロンズ・金箔	本体 13.5×30.0×10.5	平成14年度購入
66	-	仲山進作 香立「はな」ABC	3点	2002	A 銅・銀・金箔、B 銅・銀・金箔、C ガラス・銀・金箔	A 4.0×9.7×5.0、B 4.0×9.7×5.0、C 4.0×9.3×4.5	平成14年度寄贈
67	6625	松本達弥作 堆漆香合「松葉」	1点	2002	彫漆・沈金・蒔絵	径7.0×H2.8	平成14年度購入
68	6628	水越芳子作 にほひ袋 三種	3点	2002	佐賀錦・漆箔紙・絹糸・金箔紙	9.0×10.0 8.5×10.0 9.5×10.0	平成14年度購入
69	6627	水越芳子作 置き香「花垣」	1点	2002	佐賀錦・金箔紙	10.0×12.0×3.5	平成14年度購入
70	6630	水越芳子作 置き香「波光」	1点	2002	佐賀錦・漆箔紙	12.0×13.0×3.5	平成14年度購入
71	6629	南佳織作 硝子香器 華	5点	2002	ガラス・銀・宙吹き・サンドブラスト	径15.2×H4.5	平成14年度購入
72	6632	三好かがり作 彩切貝とガラスの小箱「Midnight Blue」	1点	2002	彩切貝・クリスタルガラス	11.0×11.0×6.5	平成14年度購入
73	6631	山本伸子作 香合 初春	1点	1995	銀線・省胎七宝	径7.4×H5.8	平成14年度購入
74	6634	奥窪聖美作 乾漆貝形香合	1点	1997	乾漆・蒔絵	6.3×6.5×H3.5	平成14年度購入
75	-	中野三朗作 鍍銅獅子香炉	1点	昭和初期	銅	19.5×9.5×H14.7	平成14年度寄贈
76	6633	大須賀喬作 蟻文銅香合	1点	1980頃	銅・毛彫	径5.1×H2.8	平成15年度購入
77	6645	七代金城一國斎作 竜甲地高盛絵赤蜻蛉香合	1点	2004	漆・竜甲・高盛絵	径7.8×H2.9	平成15年度購入
78	6635	七代清水六兵衛作 戴土黒釉香炉容	1点	1998	陶器	18.0×22.5×H21.0	平成15年度購入
79	-	大須賀選作 瑞貝香合	1点	1980	赤銅・金象嵌	径6.8×H4.2	平成16年度寄贈
80	6653	井上萬二作 白磁青海波文香炉	1点	2003	磁器	径12.0×H11.0	平成16年度購入
81	6545	加藤卓男作 藍彩鳥形香合	1点	2003	陶器・藍彩	7.5×4.0×H9.0	平成16年度購入
82	-	蓮田修吾朗作 黄銅 乙亥香炉	1点	1995	黄銅・鑄造	径8.4×H9.4	平成16年度購入
83	-	蓮田修吾朗作 黄銅 癸酉香炉	1点	1993	黄銅・鑄造	径9.0×H9.4	平成16年度購入
84	-	蓮田修吾朗作 黄銅 庚午香炉	1点	1990	黄銅・鑄造	径8.0×H9.0	平成16年度購入
85	6556	中村雅明作 染牙目白香合	1点	2000	象牙	10.7×4.0×7.5	平成16年度購入

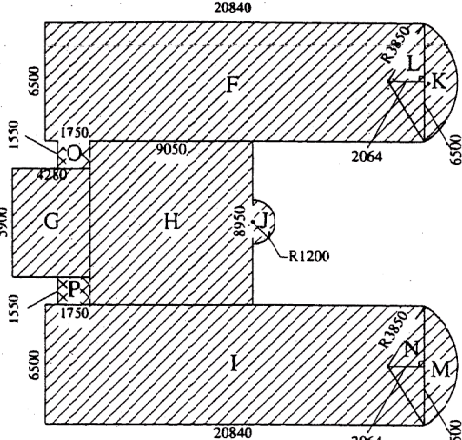
5.その他

No.	備品番号	作 品 名	員数	年代	品質形状等	サイズ (cm)	取得経緯
1	6668	御家流香道具一式	1式	現代	漆等	箱42.0×33.0×H7.0	平成10年度購入
2	6636	志野流香道具一式	1式	現代	漆等	台35.0×59.0×H10.5	平成10年度購入
3	6604	蒸留実験装置	1式	現代	ガラス等	50.0×50.0×H50.0	平成11年度購入
4	-	蘭引	1点	現代	陶器	H28.0	平成11年度購入
5	-	屠蘇器	1式	現代	漆	台24.0×36.0×H17.0	平成13年度購入
6	-	薬研	1点	現代	漆物・木	60.0×45.0×H32.0	平成13年度購入
7	6601	阿古陀香炉	1点	現代	漆	径11.0×H9.0	平成10年度購入
8	6602	火取り香炉 (桑)	1点	現代	木等	11.5×H9.0	平成12年度購入
9	6542	化粧眉作口伝他2点復刻版	1式	現代	卷子本等	18.5×723.0	平成13年度購入
10	6599	竹久夢二作 化粧の秋 木版画	1点	大正13年	木版画	18×19.5	平成14年度購入
11	-	香時計	1点	現代	木・漆	24.525.0×H43.0	平成14年度購入
12	6626	香木6点	1式		伽羅・羅国・真那那・真那那・佐曾羅・寸門陀羅	伽羅長7.0 佐曾羅14.5	平成14年度購入
13	6637	訶梨勒	1点	昭和時代	絹等	長152.0	平成15年度購入
14	-	「教育女礼式之図」浮世絵版画	1点	明治21年	版画	35.5×47.0	平成15年度購入
15	6639	一陽齋豊国・香蝶楼豊国/画 浮世絵版画	1点	江戸時代	版画	37.3×25.8	平成15年度購入
16	-	年方/絵 版画	1点	明治時代	版画	22.5×29.7	平成15年度購入
17	-	恒茂/絵 版画	1点	明治時代	版画	21.8×29.3	平成15年度購入
18	6578	熊野	1双	大正6年	絹本着色・六曲一双	各171.0×346.0	平成17年度購入

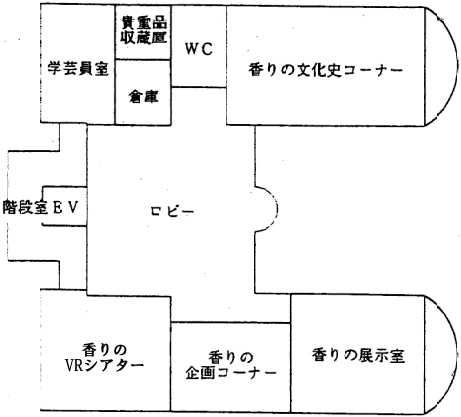
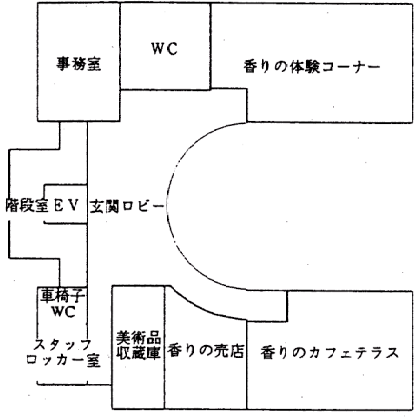
1階求積図



2階求積図



法規チェック



1階床面積

A	6,500	×	20,550	=	133,575
B	5,900	×	2,780	=	16,402
C	8,950	×	10,500	=	93,975
D	5,300	×	4,150	=	21,995
E	5,500	×	16,400	=	106,600
					372,547

372.55 m2 ... あ

2階床面積 (R部分のぞく)

F	6,500	×	20,840	=	135,460
G	5,900	×	4,280	=	25,252
H	8,950	×	9,050	=	80,998
I	6,500	×	20,840	=	135,460
					377,170

... い

2階床面積 (R部分)

J	1.200	×	1.200	×	3.14	×	180	÷	360	=	2.261							
K	3.850	×	3.850	×	3.14	×	115	÷	360	=	14.868							
L	6.500	×	2.064	×	1/2						=	6.708						
											K - L	=	8.160					
M	3.850	×	3.850	×	3.14	×	115	÷	360	=	14.868							
N	6.500	×	2.064	×	1/2						=	6.708						
											M - N	=	8.160					
											J + う + え	=	18.580					

2階床面積合計

い	+	お	=	395.750
---	---	---	---	---------

395.75 m2 ... か

建築面積に算入される部分

O	1,550	×	1,750	=	2,7125
P	1,550	×	1,750	=	2,7125
					5,425

5.43 m2 ... き

延床面積

あ	+	か	=	768.30
---	---	---	---	--------

768.30 m2

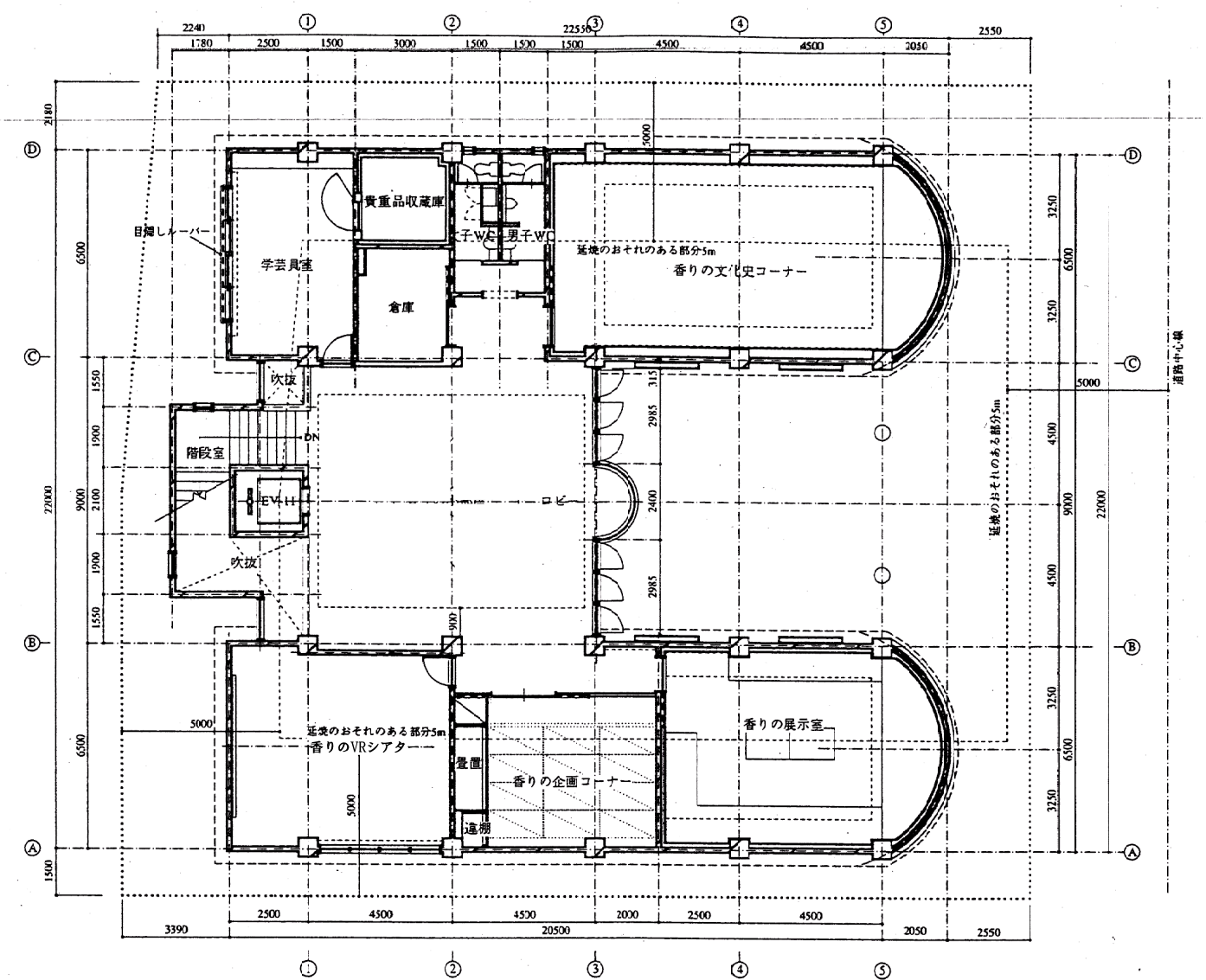
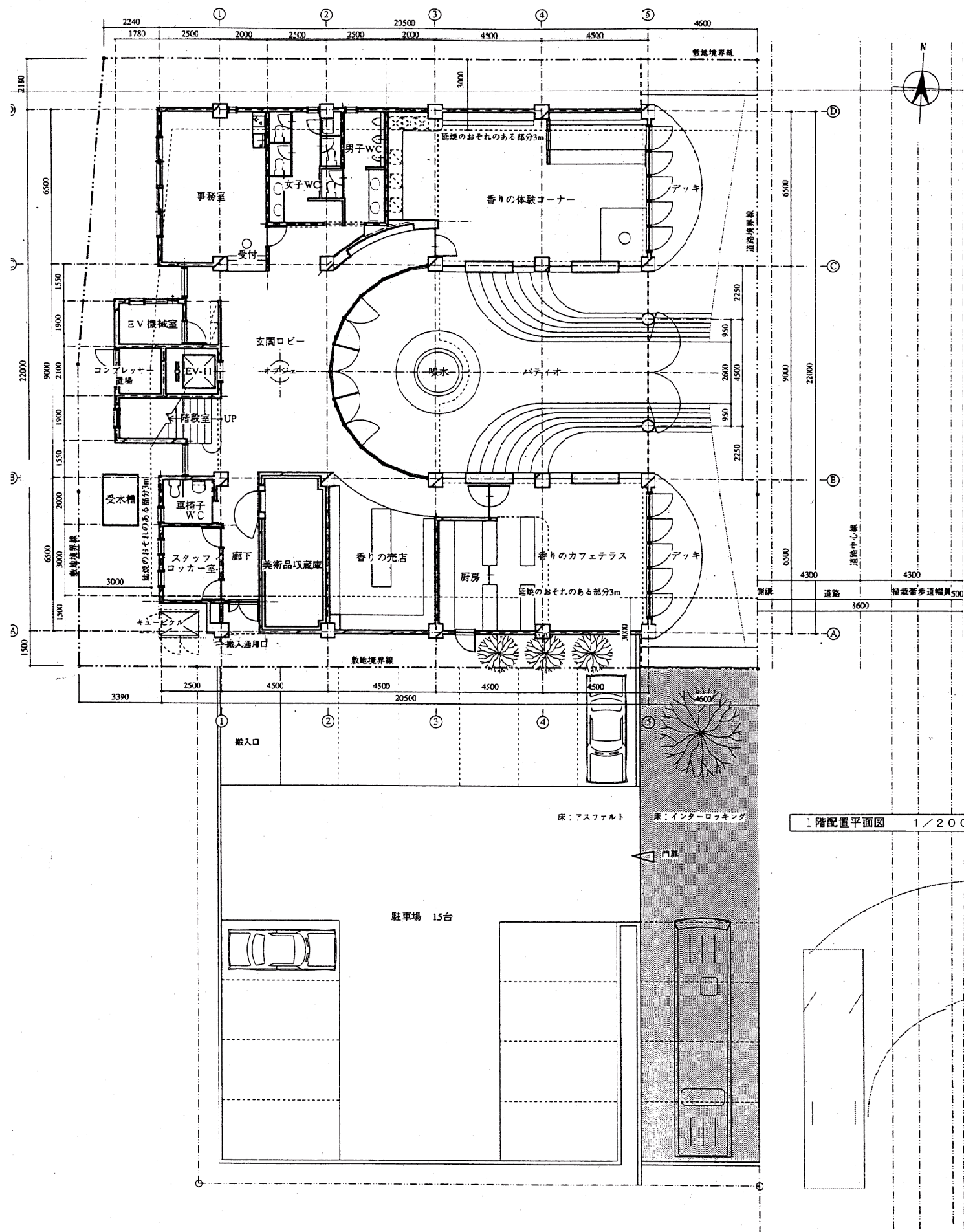
建築面積

か	+	き	=	401.13
---	---	---	---	--------

401.13 m2

階数	延床面積	必要面積 1/30	有効面積算定 W × H × 倍数 × 箇所 = 面積	有効面積合計	判定
1階	372.55	2.418	1,000 × 2,900 × 10 = 29,000 1,125 × 2,900 × 6 = 19,580	48.58	
2階	395.75	13.192	0,875 × 1,660 × 4 = 5,810 0,995 × 1,460 × 6 = 8,720	14.53	

階数	室名	面積	燃気				判定	非燃				判定
			必要面積 1/20	有効面積算定 W × H × 倍数 × 箇所 = 面積	有効面積合計	燃気		必要面積 1/30	有効面積算定 W × H × 倍数 × 箇所 = 面積	有効面積合計	非燃	
1階	香りの体験コーナー	67.90	3.395	1,000 × 2,900 × 1 × 5 = 14.5	14.5	OK		1.358	1,000 × 0,760 × 1 × 5 = 3.8	3.8	OK	
	香りのカフェテラス	54.76	2.738	1,000 × 2,900 × 1 × 5 = 14.5	14.5	OK		1.0952	1,000 × 0,760 × 1 × 5 = 3.8	3.8	OK	
	香りの売店 玄関ロビー+廊下	25.06 75.45	1.253 3.7725	1,125 × 2,900 × 1 × 6 = 19.575	19.575	OK		0.5012 1.509	1,125 × 0,480 × 1 × 6 = 3.24	3.24	OK	
	事務室	29.25	合計 5.0255					合計 2.0102				
	スタッフロッカー室	9.07	1.4625	2,000 × 1,560 × 1/2 × 2 = 3.12	3.12	OK		0.585	2,000 × 0,760 × 1/2 × 2 = 1.52	1.52	OK	
	美術品収蔵庫	19.43						0.1814	0,450 × 0,760 × 1 × 2 = 0.684	0.684	三号、ロ	
2階												126条の2 1項4号
	ロビー	101.46	5.073	0,995 × 1,440 × 1 × 6 = 8.5968	8.5968	OK		2.0292	0,995 × 0,310 × 1 × 6 = 1.8507	2.6133	OK	
	階段室	24.90						合計 0.498	1,230 × 0,310 × 1 × 2 = 0.7626			
	香りの文化史コーナー	78.11	3.9055			機械		1.5622			三号、ニ 六+不	
	香りの展示室	55.37	2.7685			機械		1.1074			三号、ニ 六+不	
	香りの企画コーナー	31.85	1.5925			機械		0.637			三号、ニ 六+不	
	香りのVRシアター	44.85	2.2425	1,800 × 1,660 × 1/2 × 2 = 2.988	2.988	OK		0.897	1,800 × 0,760 × 1/2 × 2 = 1.368	1.368	OK	
	学芸員室	26.15	1.3075	2,000 × 1,560 × 1/2 × 2 = 3.12	3.12	OK		0.523	2,000 × 0,760 × 1/2 × 2 = 1.52	1.52	OK	
	倉庫	10.80	0.54					0.216			三号、ロ	
	貴重品収蔵庫	9.00									126条の2 1項4号	

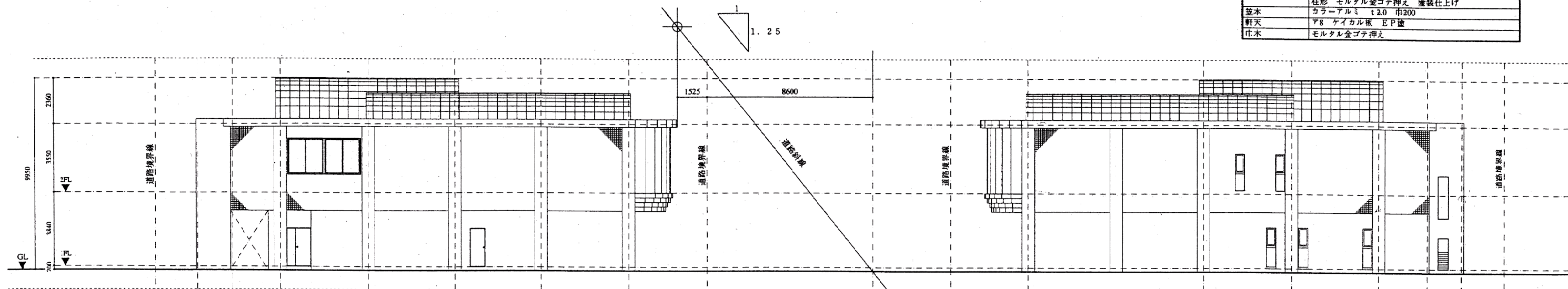


外部仕上表

屋根	由面部分	カラーステンレス t0.4 立ハゼ葺
	陸屋根部分	コンクリート直押え 塗膜防水
外壁	2階廻り	モルタル下地 ガラスモザイク貼
	1階・階段室廻り	モルタル金ゴテ押え 薄付仕上塗材
	柱形	モルタル金ゴテ押え 塗装仕上げ
柱木	カラーアルミ	t2.0 巾200
軒天	ア8 ケイカル板	EP塗
床木		モルタル金ゴテ押え

$$H = 1.25 D$$

$$= 1.25 \times (8.60 + 1.525) = 12.65625$$

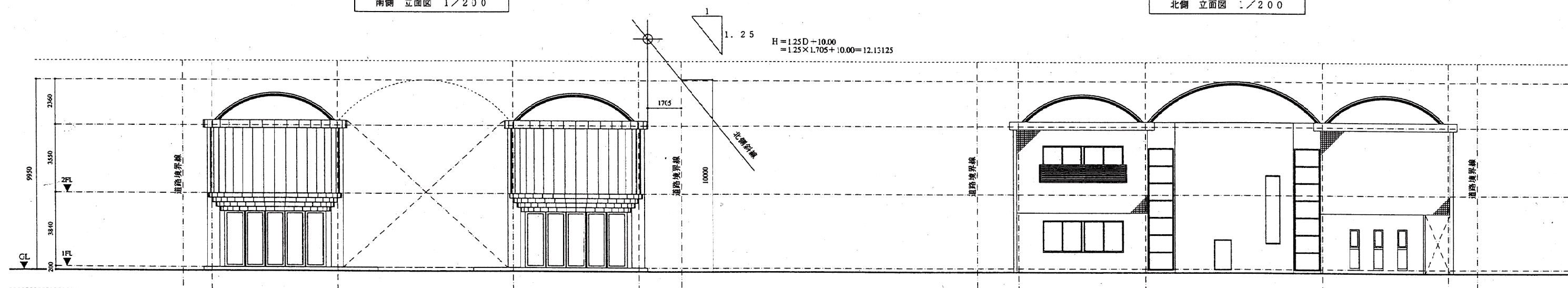


南側 立面図 1/200

北側 立面図 1/200

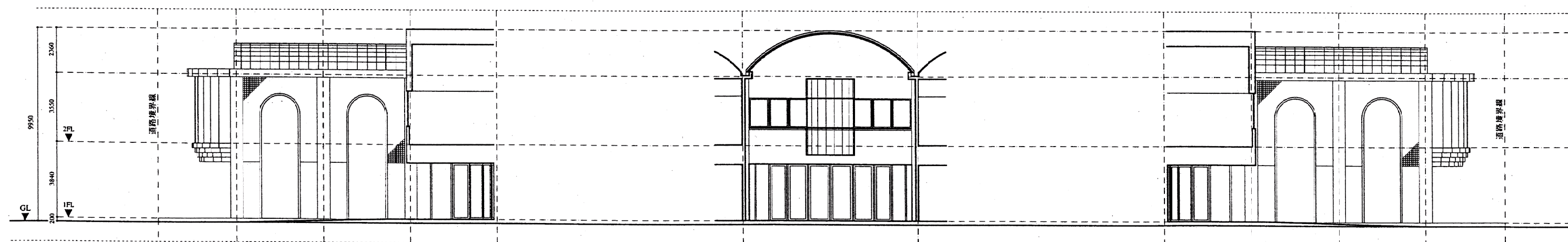
$$H = 1.25 D + 10.00$$

$$= 1.25 \times 1.705 + 10.00 = 12.13125$$



東側 立面図 1/200

西側 立面図 1/200



中庭部分南側 立面図 1/200

中庭部分東側 立面図 1/200

中庭部分北側 立面図 1/200

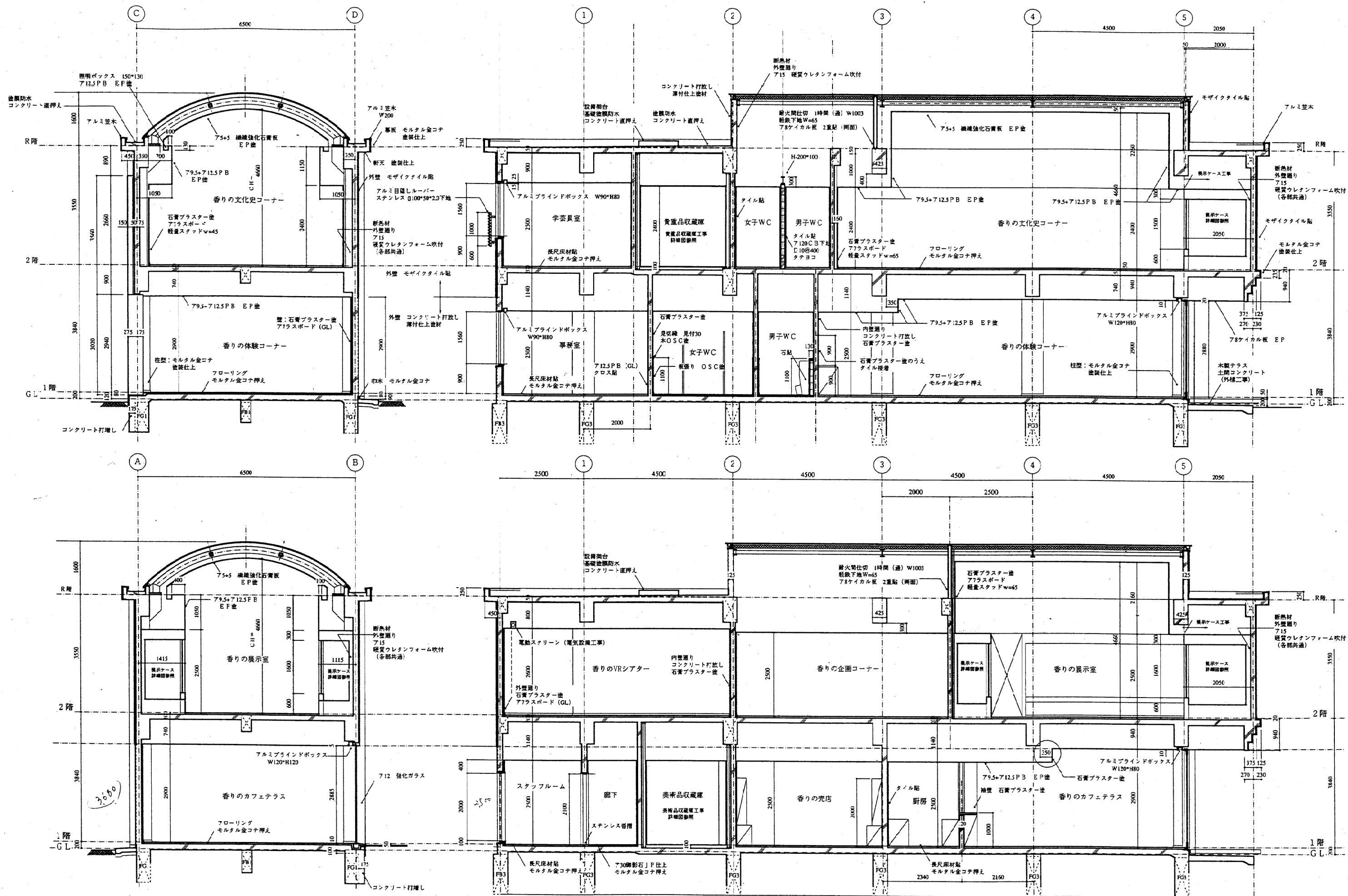
図面名

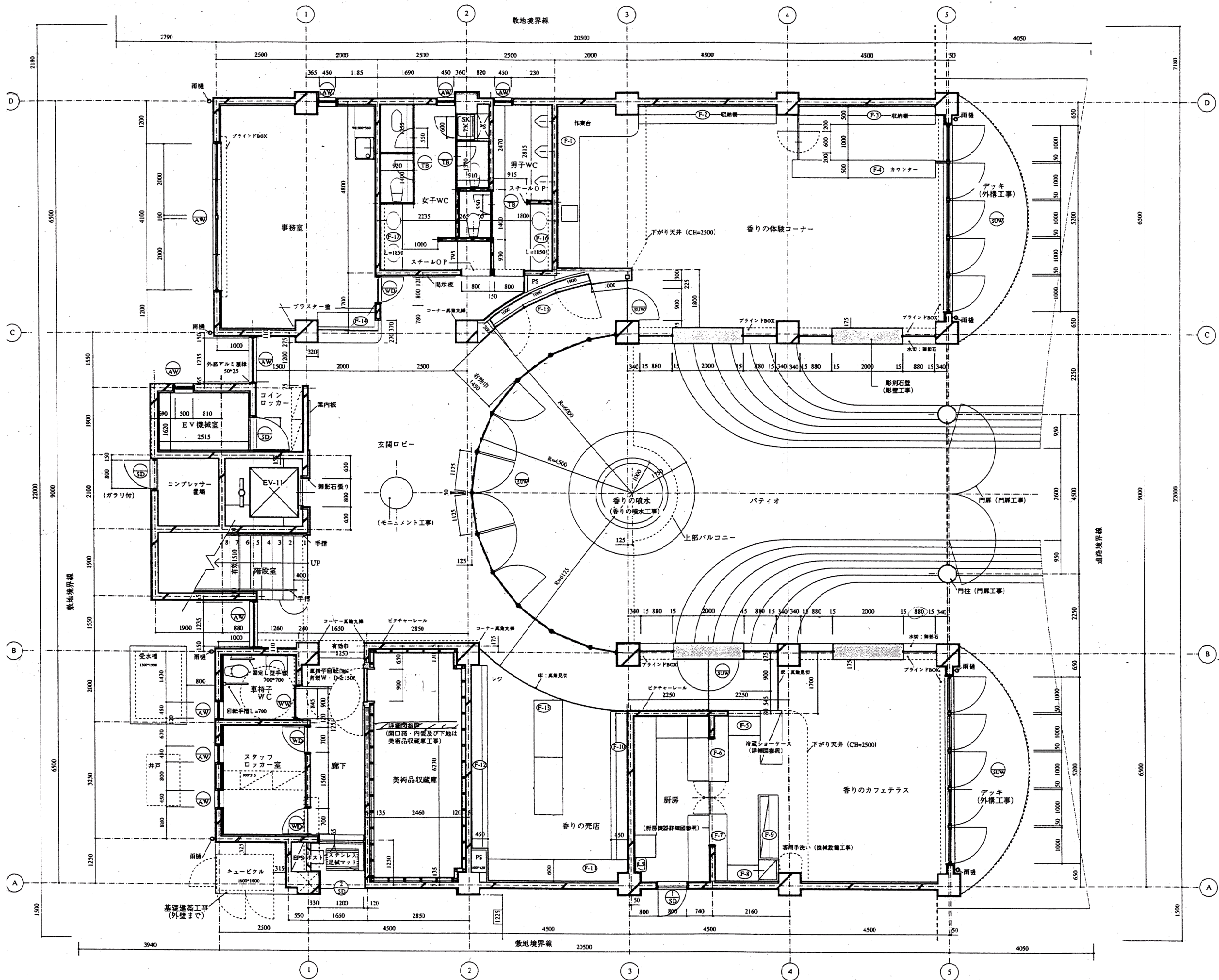
立面図

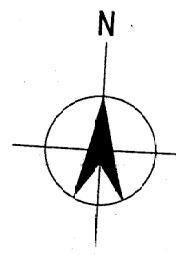
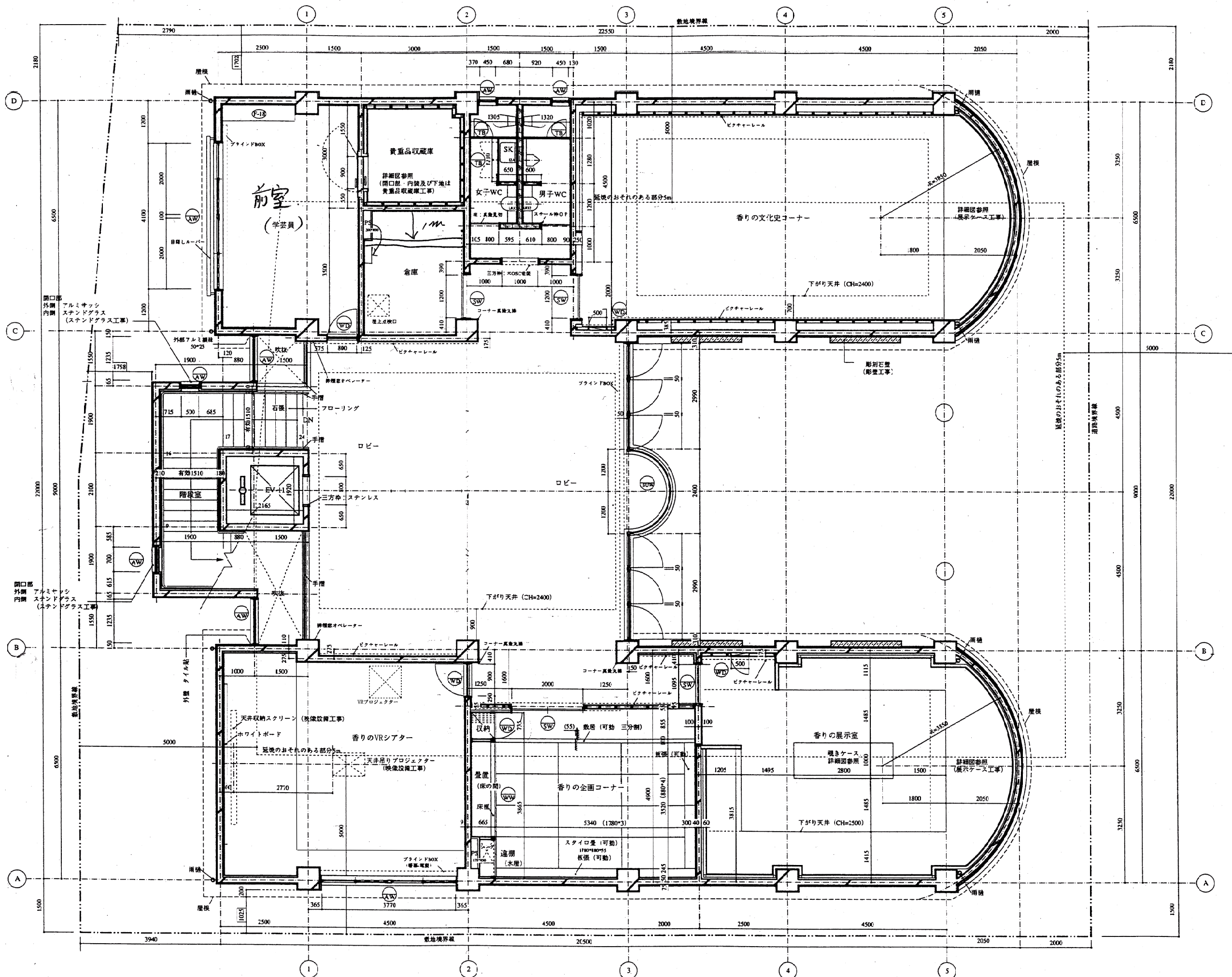
1/200

9602

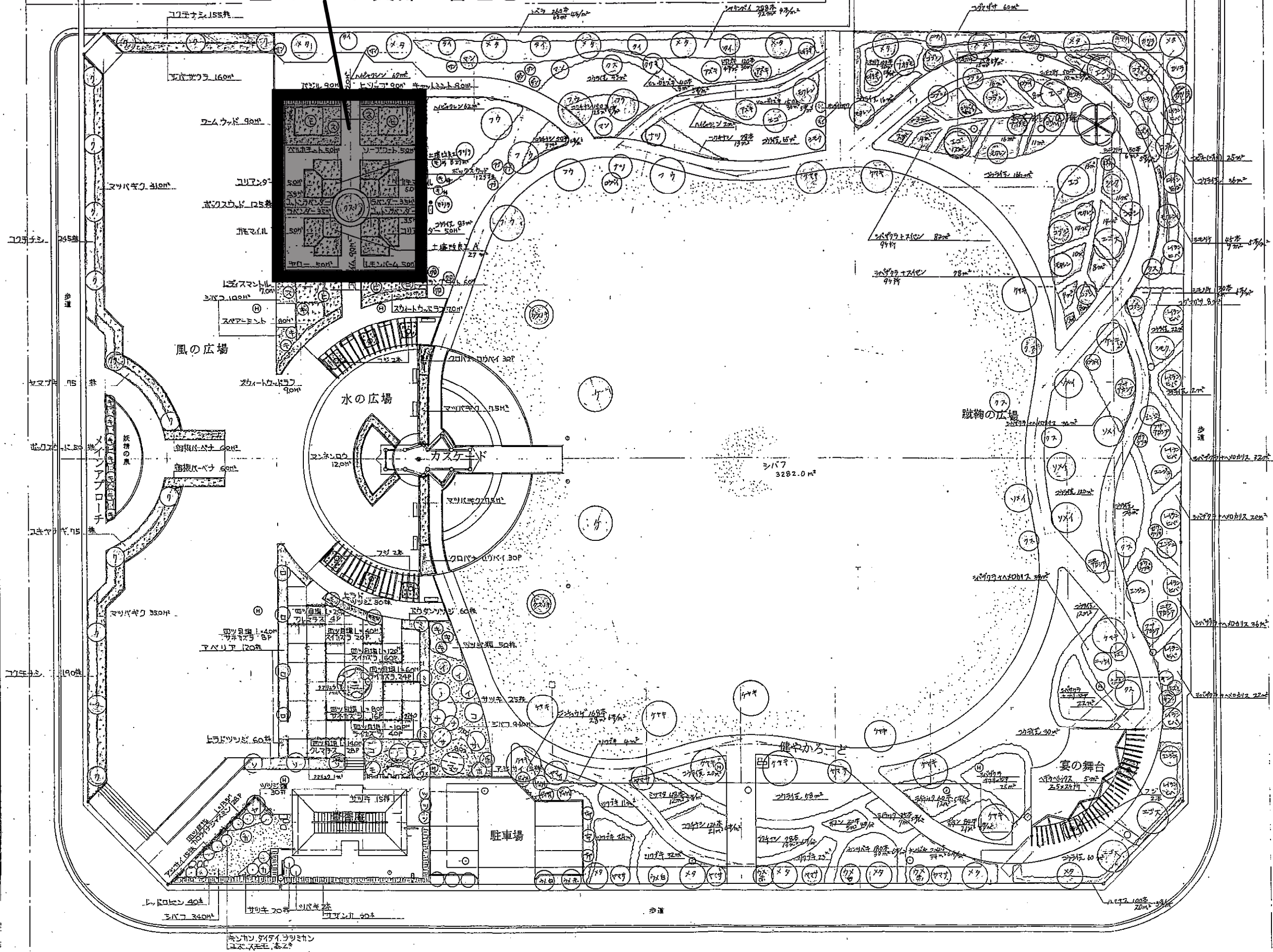
A 10





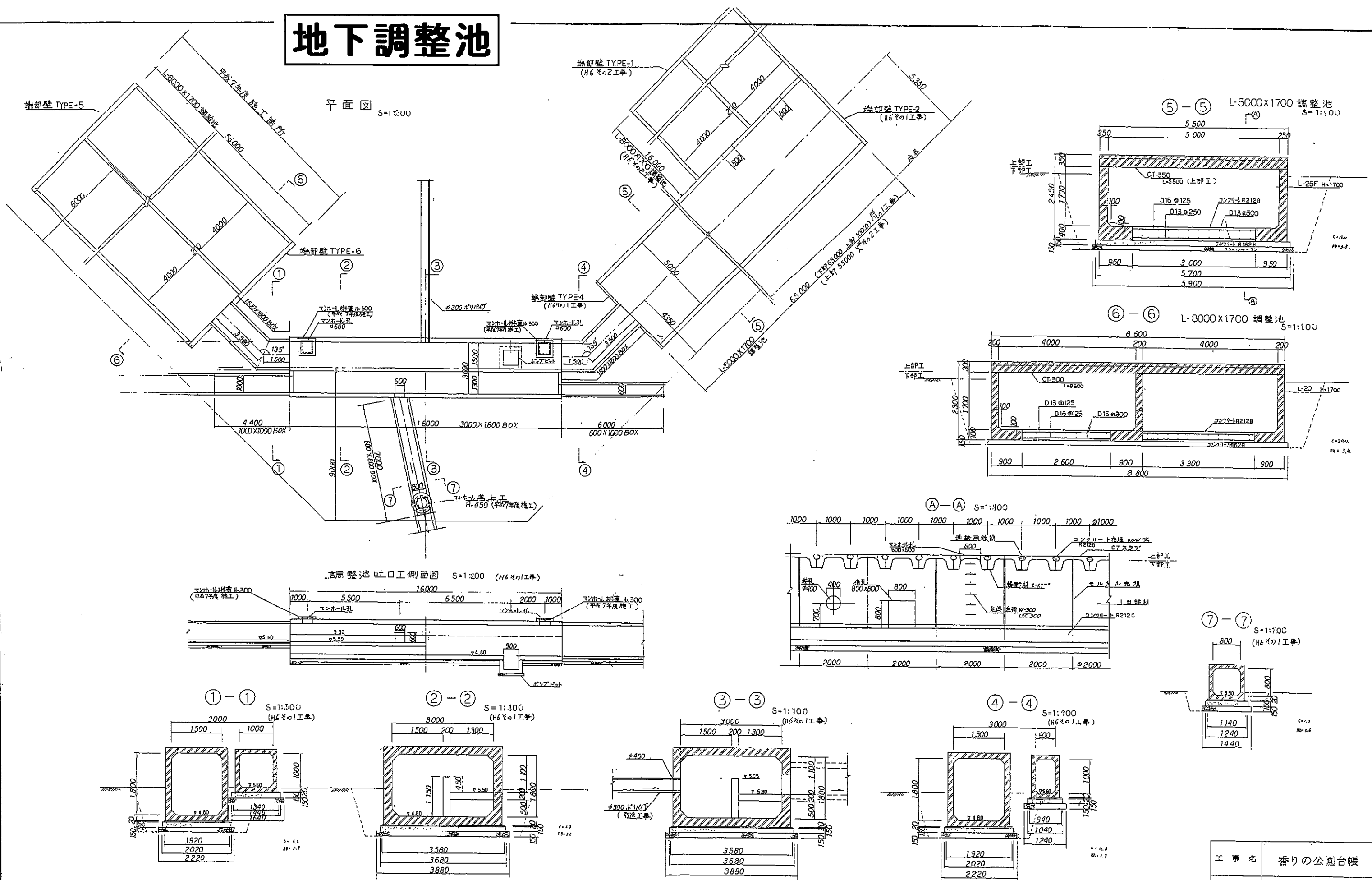


指定管理者管理範囲外
豊田ハーフ支部・管理地



-39-

地下調整池



工 事 名	香りの公園台帳
工事箇所	磐田郡磐田町立野地内
図面の種類	貯水池吐口工・地下貯蓄池溢流図
縮 尺 1:100, 1:50	図面番号 業中 3.
調査年月日	設計年月日
事務所名	豊 田 町

資料11 香りの公園台帳

都市公園台帳

ふりがな		とよだかおりのこうえん		番号		TDA-18		作成年月日		平成18年 4月 1日				
都市公園の名称 (都市計画公園名)		豊田香りの公園		所在地	磐田市立野560外 2017-3	設置 年月日	平成9年11月1日		公園 種別	近隣公園	用途 地域	第2種中高層住 居専用地域	磐田都市計画 公園番号	
沿 革 の 概 要	豊田町が豊田新駅周辺土地区画整理事業を施行。								JR東海豊田町駅の北部に位置し、豊田新駅周辺土地区画整理事業により創出された近隣公園である。					
	平成6年度	(仮)豊田町駅前第2号公園整備工事(その3)。宴の舞台RC造、四阿(もくれん庵)、便所倉庫休憩所兼1棟他。								したがって交通の便も良く、かつ豊田香りの公園の名に恥じない各香草、香木が多く植えられている。				
	平成7年度	(仮)豊田町駅前第2号公園整備工事。カスケード、ベンチ、レンガ積、舗装、引込柱他。												
	平成8年度	(仮)豊田町駅前第2号公園整備工事。舗装、緑石、ベンチ、圍銘板版、水飲み、照明灯庭園灯、井水他。												
	平成7,8,9年度	植栽工事。グリーンバンク地域緑化工事。緑のデザイン賞緑化助成事業(香りの公園緑化工事)。												
	平成9年11月1日	都市公園法の規定に基づき公告。(供用開始)												
	平成17年4月1日	市町村合併により磐田市となる。												
都市計画関係	計 画 決 定					事 業 認 可					法 令	年月日	適用関係	
	告示年月日	告示番号	計画番号	面積	備考	告示年月日	告示番号	計画番号	面積	備考	都市公園法	平成9年11月1日	豊田町長・金原士朗 開始公告	
開園及び敷地の状況	設置または変更の 年 月 日	告 示 年 月 日	開 園 面 積 (増 △ 減)	土 地 所 有 別 面 積		土地所有者	公園管理者 の有する権原	備考(権原所得の経緯等)						
				分 類	面 積									
	平成9年11月1日	平成9年10月31日	ha 1.02	市 有 地	10,200 m ²	磐田市	所有権	豊田町が区画整理事業により公園を整備。						
				国 ・ 県有地										
				その他 ()										
				市 有 地										
				国 ・ 県有地										
				その他 ()										
				私 有 地										
				国 ・ 県有地										
その他 ()														

資料12 体験コーナーの内容及び利用料金一覧

■体験コーナーの内容

- ① 小判型香水瓶と金キャップ使用（Aコース）及びアトマイザー付香水瓶とシルバーキャップ使用（Bコース）の2つの基本コースを設けること。

基本コースのオプションとして、ハンドリユータ加工付調香、サンドブラスト加工付調香、ガラスペン絵付加工付調香を体験できるものとする。

- ③ サンドブラスト加工付調香体験とは、調香体験で使用する瓶へサンドブラスト加工するものとする。

- ④ ハンドリユータ加工付調香体験とは、調香体験で使用する瓶へペン型のドリルで、名前や日付等を簡単に彫ることができるものとする。

- ⑤ ガラスペン絵付加工付調香とは、調香体験で使用する瓶へガラスペン絵付することができるものとする。

- ⑥ 再調香の体験ができるものとする。

■利用料金一覧

予約
不要

香りの体験

所要
時間 20分

「あなただけの香りを、ご自身で調香」

こんな体験ができるのも香りの博物館ならではの調香した「マイフレグランス」はその場でお持ち帰りいただけます。

さあ、世界にひとつだけの香りづくりに挑戦してみませんか。

A
コース

中栓タイプ香水瓶

2,200円(税込)

基本調香体験

B
コース

スプレータイプ香水瓶

2,700円(税込)

基本調香体験

団体様 (20名様以上) のご案内 要予約
(TEL/FAX/HPにて受付)

Aコース	お一人様	2,000円 (税込)
Bコース	お一人様	2,400円 (税込)

※ 所要時間は1グループ20名様で約1時間です。人数、滞在時間など、スケジュールに合わせて相談に応じます。

※ 体験内容は左記の基本調香体験のみとなっております。

※ 上記の調香体験料には、香料 25ml (1 本分)、香水瓶、キット、バッグ、体験料が含まれています。※ 2本以上希望される場合は別途料金が必要となります。

体験方法

「パソコン診断」によるレシピにしたがって、世界に一つしかないオリジナルの香りづくりが楽しめる体験です。

1 ベース香料
選択



女性8種類、男性5種類の基本となる香りの中から最も好きな香りをひとつだけ選びます。

2 香り診断



パソコンで自分のデータや好みのファッション、髪型、血液型など、11の質問にお答えください。

3 レシピ確認



プリンターから「マイフレグランス」のレシピ(診断結果: 3パターン)が出てきます。

4 体験コース
選択



レシピを持って受付カウンターへ行き、コース(ボトルの種類)の選択をします。

5 調香体験
開始



調香の手順に従い、体験キットを使ってお客様ご自身で香りづくりをお楽しみください。

6 完成



およそ20分で、世界で一つだけの「マイフレグランス」が完成。オリジナルバッグに入れてお持ち帰りください。

ボトル加工オプション

基本調香体験料 + 各 **530**円(税込)

サンドブラスト



所要時間 60分

ハンドリユーター



所要時間 30分

ガラスペン絵付



所要時間 30分

再調香のご案内

「マイフレグランス」をつくっていただいたレシピ(3パターン)の中でしただれでも、次回からは「再調香」として体験することができます。

※ 再調香の際には、今回お買い求めいただいたボトル(A/B瓶)を空にして、必ずレシピと一緒にご持参ください。

再調香料

1,050円(税込)



資料 1 3 企画展の実績

令和元年度

■企画展（指定事業）の回数：4回 ■延べ参加者数：37,793人

事業名	開催日	参加者数（人）
春季企画展 ルドゥーテ「美花選」とバラの香り展	4月6日～6月23日	4,580
夏季企画展 「絵本の香り」展～こぐま社の世界～	7月14日～10月14日	26,968
秋季企画展 「スイーツと香り」	10月26日～R2年1月13日	3,840
冬季企画展 「おひな様と春の香り」	1月25日～3月22日	2,405

令和2年度

■企画展（指定事業）の回数：4回 ■延べ参加者数：17,162人

事業名	開催日	参加者数（人）
春季企画展 「しあわせのリカちゃん」展	4月4日～6月21日	4,537
夏季企画展 「香りのチカラ」展 香りで元気になろう！	7月23日～9月22日	3,192
秋季企画展 「倉本聡・点描画」展 森のささやき・樹の香り	10月3日～R3年1月17日	7,069
冬季企画展 「おひな様と春の香り」展 ～いまとむかしの雛人形～	2月6日～3月21日	2,364

令和3年度

■企画展（指定事業）の回数：4回 ■延べ参加者数：21,313人

事業名	開催日	参加者数（人）
春季企画展 「写真展 オードリー・ヘプバーン」	4月3日～6月27日	7,619
夏季企画展 「世界のとびだす絵本展」 ～わくわく楽しいしかけ絵本の世界～	7月17日～10月17日	10,065
秋季企画展 磐田市香りの博物館コレクション 「Kaori展」-かおり- 前期：西洋の香り・香水瓶	11月27日～R4年1月30日	1,926
冬季企画展 磐田市香りの博物館コレクション 「Kaori展」-かおり- 後期：日本の香り・香道具	2月11日～3月27日	1,703

資料 1 4 個人情報取扱特記事項

（用語の定義）

第1 本協定において、以下に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

（1） 「個人情報」とは、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定するものであり、この協定による業務の実施に際し取扱う情報をいう。

（2） 「第三者」とは、甲および乙（当該業務に従事する甲および乙のすべての役職員・従業員を含む。）以外の全てのものをいう。

（基本的事項）

第2 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、当該業務を実施処理するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第3 乙は、この協定による業務の実施により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は指定管理者の指定が取り消された後においても同様とする。

2 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務の実施により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知させ、その遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

（収集の制限）

第4 乙は、この協定による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務の実施により知り得た個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第6 乙は、この協定による業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第7 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託等の禁止）

第8 乙は、この協定による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、あらかじめ甲の承諾を受けた場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

（資料等の返還）

第9 乙は、この協定による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等（当該資料等を複写し、又は複製したものを含む。）は、当該業務完了後又は履行中であっても甲の指示があったときは、直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示した方法によるものとする。

2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承認を受けたときは、甲立会いの下に、この協定による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等（当該資料等を複写し、又は複製したものを含む。）を廃棄することができる。

（苦情処理）

第10 乙は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、適宜、処理経過を報告しなければならない。

（事故発生時における報告）

第 11 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（調査）

第 12 甲は、乙がこの協定による業務を実施するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時に調査することができる。

（指示）

第 13 甲は、乙がこの協定による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（損害賠償）

第 14 甲は、乙が特記事項に違反したことにより甲に損害が発生したと認めるときは、損害賠償の請求をすることができるものとする。

資料 15 条例等

○磐田市香りの博物館条例

平成17年4月1日条例第107号

改正

平成19年9月11日条例第45号

令和元年7月3日条例第4号

磐田市香りの博物館条例

(設置)

第1条 磐田市は、香りに関する文化の振興を図り、かつ、文化の発展に寄与するため、香りの博物館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 香りの博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
磐田市香りの博物館	磐田市立野2019番地15

(事業)

第3条 磐田市香りの博物館（以下「博物館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 博物館資料の収集、整理、保管及び展示に関すること。
- (2) 博物館資料に係る調査研究及び普及啓発に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、磐田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 博物館の管理は、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者の選定基準)

第5条 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画が、博物館の設置目的に照らして適切なものであること。
- (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
- (4) 博物館の設置目的に従い、市民の平等利用が確保されること。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長又は教育委員会のみの特権に属する事務に係る業務については、これを除く。

- (1) 第3条に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 博物館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他博物館の管理上、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第7条 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による指定の申請があったときは、第5条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。

(事業報告書の提出義務)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後、博物館の管理業務に関する事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 教育委員会は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市はその責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

第10条 指定管理者は、博物館の管理を通じて知り得た秘密（個人に関する情報を含む。）を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

(開館時間)

第11条 博物館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第12条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときはその翌日

(2) 祝日法による休日の翌日。ただし、その日が土曜日又は日曜日にあたる場合を除く。

(3) 12月26日から翌年1月2日までの日

（原状回復の義務）

第13条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用を指定管理者から徴収することができる。

（利用料金）

第14条 博物館の観覧者は、別表に定める観覧料（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めることができる。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金の減額又は免除）

第15条 指定管理者は、公益上特に必要があると認められた場合又は規則で定める場合は、前条第1項に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の還付）

第16条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、必要と認める場合又は規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（損害賠償の義務）

第17条 指定管理者又は入館者は、博物館の施設又は設備若しくは展示物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について教育委員会の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行の期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の豊田町香りの博物館設置条例（平成9年豊田町条例第2号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成19年9月11日条例第45号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の磐田市香りの博物館条例（以下「新条例」という。）第4条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第5条及び第7条の規定の例により行うことができる。

附 則（令和元年7月3日条例第4号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略）

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の磐田市行政財産の目的外使用に関する条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算について適用し、施行日前に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の磐田市香りの博物館条例別表の規定は、施行日以後の観覧に係る利用料金について適用し、施行日前の観覧に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第14条関係）

利用区分	観覧料	備考
------	-----	----

		常設展示	特別展示	
個人	大人	310円	市長が別に定める額	(1) 大人とは、16歳以上の者を、小人とは、16歳未満の者を、学生とは、大学若しくは高等学校の学生若しくは生徒又はこれらに準じるものとする。 ただし、小学校就学前の者は、無料とする。 (2) 団体とは、20人以上同時に観覧を希望するものをいい、引率者は、20人につき1人の割合で無料とする。
	小人	100円		
	学生	200円		
団体	大人	1人につき 260円		
	小人	1人につき 80円		
	学生	1人につき 160円		

改正

平成19年9月11日教育委員会規則第12号

平成24年3月23日教育委員会規則第12号

平成28年3月24日教育委員会規則第3号

令和3年9月1日教育委員会規則第9号

磐田市香りの博物館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、磐田市香りの博物館条例(平成17年磐田市条例第107号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請書類)

第2条 条例第7条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類による。

- (1) 指定管理者指定申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (5) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (6) 法人等概要書
- (7) 活動実績を証明する書類
- (8) 誓約書
- (9) 法人等の役員名簿
- (10) 納税証明書
- (11) その他磐田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める書類

(候補者選定の通知)

第3条 教育委員会は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者候補者選定結果通知書(様式第2号)によりその結果を通知する。

(指定等決定の通知)

第4条 教育委員会は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者を指定し、又は指定しなかつ

たときは、当該法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者（指定・不指定）通知書（様式第3号）によりその旨を通知する。

（事業報告）

第5条 条例第8条に規定する事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

- （1） 管理施設の利用状況
- （2） 管理運営業務の実施状況
- （3） 利用料金収入の実績
- （4） 管理経費等の収支状況
- （5） その他教育委員会が必要と認める事項

（指定の取消し等）

第6条 条例第9条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者指定取消（業務停止）命令書（様式第4号）による。

（特別観覧の許可）

第7条 指定管理者は、博物館資料について学術研究等のために必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、当該資料の模写、模造、撮影等（以下「特別観覧」という。）をしようとする者に対して、当該特別観覧を許可することができる。

（利用料金の承認申請等）

第8条 指定管理者は、条例第14条第2項に規定する利用料金を定めるときは、香りの博物館利用料金承認申請書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請を承認したときは、香りの博物館利用料金承認書（様式第6号）を指定管理者に交付する。
- 3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該利用料金を公表しなければならない。
- 4 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況についてその翌月の10日までに教育委員会に報告しなければならない。

（利用料金の減額又は免除の申請）

第9条 条例第15条の規定により、利用料金を減額又は免除することができる場合及びその範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が博物館へ入館

するとき 免除

- (2) 市内の小中学校の児童生徒及びこれらの引率者が教育課程に基づく教育活動として入館するとき 免除

- (3) 市が公用のために利用するとき 免除

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ香りの博物館利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第10条 条例第16条ただし書の規定により、利用者の責めによらない理由で展示室への入場ができなくなったときは、利用料金の全額を還付することができる。

(入館者の遵守事項)

第11条 磐田市香りの博物館（以下「博物館」という。）の入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 博物館の施設若しくは設備又は博物館資料を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 他の入館者に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 展示品に触れないこと。
- (4) 許可を受けないで、展示品の撮影、模写等をしないこと。
- (5) 指定する場所以外の場所において喫煙又は飲食をしないこと。
- (6) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(入館の制限)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者に対して、指定管理者は、入館を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 館内の風紀若しくは秩序を乱し、又は設備を損傷するおそれがあると認められる者
- (2) その他管理上必要な指定管理者の指示に従わない者

(損傷又は亡失の届出)

第13条 指定管理者及び入館者は、博物館の建物又は建物の設備若しくは展示品を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(寄贈及び寄託)

第14条 教育委員会は、博物館資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 寄贈又は寄託を受けた博物館資料については、その品名、員数並びに寄贈又は寄託をした者の住所及び氏名を記録し、整理保管するものとする。

(博物館資料の貸出しの許可)

第15条 博物館資料の貸出しを受けようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、指定管理者は、教育委員会の承認を得なければならない。ただし、当該博物館資料が寄託を受けたものであるときは、指定管理者は、文書により寄託者の承諾を得なければならない。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の豊田町香りの博物館設置条例施行規則（平成9年豊田町教育委員会規則第10号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年9月11日教委規則第12号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 磐田市香りの博物館条例の一部を改正する条例（平成19年磐田市条例第45号）附則第2項の規定による準備行為をする場合にあっては、この規則の施行の日前においても、改正後の磐田市香りの博物館条例施行規則第2条から第4条までの規定の例により行うことができる。

附 則（平成24年3月23日教委規則第12号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年3月24日教委規則第3号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

附 則（令和3年9月1日教委規則第9号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現にこの規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

指定管理者指定申請書

年 月 日

磐田市教育委員会

所在地

法人等の名称

代表者氏名

連絡先(電話)

磐田市香りの博物館の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(添付書類)

- 1 事業計画書及び収支計画書
- 2 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 3 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 法人等概要書
- 5 活動実績を証明する書類
- 6 誓約書
- 7 法人等の役員名簿
- 8 納税証明書
- 9 その他教育委員会が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

磐田市教育委員会



指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市香りの博物館の指定管理者候補者の選定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 候補者選定結果

- ☐ 指定管理者候補者として選定します。
- ☐ 指定管理者候補者として選定しません。

3 選定しない理由

第 号
年 月 日

様

磐田市教育委員会



指定管理者(指定・不指定)通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市香りの博物館の指定管理者の指定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 決定結果

- ☐ 指定管理者に指定します。
- ☐ 指定管理者に指定しません。

3 指定しない理由

様式第4号(第6条関係)
様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

団体名

代表者名

様

磐田市教育委員会



指定管理者指定取消(業務停止)命令書

磐田市香りの博物館条例第9条第1項の規定により、指定管理者の指定取消し(業務停止)を命じます。

区分	全部・一部(業務)
	業務停止期間
	年 月 日から
	年 月 日まで 月間
理由	

※ この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。

香りの博物館利用料金承認申請書

年 月 日

磐田市教育委員会

所在地

法人等の名称

代表者氏名

連絡先(電話)

磐田市香りの博物館の利用料金について、下記のとおり承認を受けたいので申請します。

記

1 利用料金申請理由

2 実施予定年月日

3 利用料金

第 号
年 月 日

様

磐田市教育委員会



香りの博物館利用料金承認書

年 月 日付けで申請のあった磐田市香りの博物館の利用料金について、
下記のとおり承認します。

記

1 実施年月日

2 利用料金については、年 月 日付け申請書のとおりとする。

改正

平成18年3月29日条例第22号

平成19年7月6日条例第39号

平成24年7月12日条例第30号

平成25年3月22日条例第19号

平成25年12月19日条例第40号

平成27年12月21日条例第54号

平成29年12月19日条例第30号

平成30年10月11日条例第28号

令和元年7月3日条例第4号

磐田市都市公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(都市公園の配置及び規模に関する基準)

第1条の2 法第3条第1項の規定により条例で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 市の区域内に設置する都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地に設置する都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。
- (2) 市が次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

ア 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

イ 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

ウ 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

エ 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

(3) 市が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等、前号アからエまでに掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(都市公園の公園施設の設置基準)

第1条の3 法第4条第1項本文（法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定により条例で定める割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書（法第33条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第2号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第3号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 令第6条第1項第4号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前

3 項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

6 令第8条第1項の規定により条例で定める割合は、100分の50とする。

(特定公園施設の設置基準)

第1条の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、高齢者、障害者等の移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することを原則として、規則で定める基準とする。

(行為の制限)

第2条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興業を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために、都市公園の全部又は一部を利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可をすることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第3条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者の当該許可に係る行為については、この限りでない。

(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。

- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (8) その他都市公園の管理に支障がある行為をすること。

(使用の禁止又は制限)

第5条 市長は、都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の使用を禁止し、又は制限することができる。

(有料の公園施設)

第6条 市長の管理する公園施設で有料で使用させるもの（附属設備を含む。）は、別表第1から別表第4までのとおりとする。

- 2 前項の施設の管理及び使用については、別表第1に掲げる施設については磐田市体育施設に関する条例（平成17年磐田市条例第146号）、別表第2に掲げる施設については磐田市竜洋昆虫自然観察公園条例（平成17年磐田市条例第197号）、別表第3に掲げる施設については磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例（平成17年磐田市条例第198号）及び別表第4に掲げる施設については磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例（平成17年磐田市条例第199号）の定めるところによる。

(公園施設の許可申請記載事項)

第7条 法第5条第1項の規定による公園施設の設置若しくは管理の許可又は許可を受けた事項の変更の申請書に記載する事項は、次の各号の区分により当該各号に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設置しようとするとき。
 - ア 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。）
 - イ 種類及び数量
 - ウ 設置の目的
 - エ 設置の期間
 - オ 設置の場所

カ 構造及び規模

キ 管理の方法

ク 工事の実施方法

ケ 工事の着手及び完了の時期

コ 原状回復の方法

サ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするとき。

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 場所、種類及び数量

ウ 管理の目的

エ 管理の期間

オ 管理の方法

カ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 変更する事項

ウ 変更する理由

エ その他市長の指示する事項

(都市公園の占用の許可申請記載事項)

第8条 法第6条第2項の規定による都市公園の占用の許可申請書に記載する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 申請者の住所、氏名及び職業

(2) 種類及び数量

(3) 管理の方法

(4) 工事の実施方法

(5) 工事の着手及び完了の時期

(6) 原状回復の方法

(7) その他市長の指示する事項

(占有物件の軽易な変更事項)

第9条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の様態替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占有物件に対する物件の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して行うもの
(添付書類)

第10条 法第5条又は法第6条の規定により、公園施設の設置若しくは都市公園の占有の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができる。

(使用料)

第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、法令で定められているもののほか、別表第6に掲げる使用料を納付しなければならない。

(使用料の徴収)

第12条 前条の使用料は、許可の際徴収する。ただし、市長が特にその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(使用料の減額又は免除)

第13条 市長は、規則で定める相当の理由があると認める場合は、第11条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が、自己の責めによらない理由によって使用又は利用できなくなったとき。
- (2) 使用者が、使用日前10日までに使用の許可の取消しを願い出た場合で、市長が相当の理由があると認めたとき。
- (3) 前2号のほか市長が特別の理由があると認めたとき。

(使用権の譲渡禁止)

第15条 都市公園の使用の許可を受けた者は、その許可によって生ずる権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(監督処分)

第16条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を取り消し、その効力を

停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園から退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 許可条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可を受けた者に対し前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要を生じたとき。

(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障を生じたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要を生じたとき。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第17条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量

(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

(3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第18条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。

(2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第21条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を公報又は新聞紙に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第19条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。
この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第20条 市長は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第21条 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (6) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (7) 第16条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた措置を完了したとき。

(損害賠償)

第23条 都市公園を使用する者が、その者の責めに帰する理由によって市に損害を生じさせたときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第24条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第25条 第2条から第23条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(指定管理者による管理)

第26条 別表第7に掲げる都市公園（同表右欄に掲げる有料公園施設を除く。以下「特定公園」という。）の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により特定公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条及び第16条第1項（同項の規定による許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に係る部分に限る。）中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の選定基準)

第27条 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画が、特定公園の設置目的に照らして適切なものであること。
- (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
- (4) 特定公園の設置目的に従い、市民の平等利用が確保されること。

(指定管理者が行う業務)

第28条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除く。

- (1) 第2条の規定による許可に関する業務
- (2) 第16条第1項の規定による許可の取消し、その効力の停止又はその条件の変更に係る業務
- (3) 特定公園の維持管理に関する業務
- (4) その他特定公園の管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第29条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、

公募するものとする。

2 第26条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、第27条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。

(事業報告書の提出義務)

第30条 指定管理者は、年度終了後、特定公園の管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第31条 市長は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

第32条 指定管理者は、特定公園の管理を通じて知り得た秘密（個人に関する情報を含む。）を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

(原状回復の義務)

第33条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第31条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第2条第1項又は第3項（第25条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して第2条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第4条（第25条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第4条に掲げる行為をした者

(3) 第16条第1項又は第2項(第25条において準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第36条 偽りその他不正行為により使用料の徴収を免れた者は、免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第37条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

(罰則の規定の適用)

第38条 法第5条の11の規定により市長に代ってその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、市長とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の磐田市都市公園条例(昭和46年磐田市条例第24号)、福田町都市公園条例(昭和58年福田町条例第26号)、竜洋町都市公園条例(昭和60年竜洋町条例第13号)又は豊田町都市公園条例(平成6年豊田町条例第19号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則 (平成18年3月29日条例第22号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月6日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の磐田市都市公園条例(以下「新条例」という。)第26条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新

条例第27条及び第29条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正前の磐田市都市公園条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成24年 7 月12日条例第30号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 別表第 7 の改正規定に係る都市公園に関する第26条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第27条及び第29条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正前の磐田市都市公園条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、改正後の磐田市都市公園条例（以下「新条例」という。）の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成25年 3 月22日条例第19号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年12月19日条例第40号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 3 第 2 条の規定による改正後の磐田市立学校の施設開放に関する条例別表第 1 から別表第 4 までの規定、第 3 条の規定による改正後の磐田市立公民館条例別表第 1 から別表第 7 までの規定、第 4 条の規定による改正後の磐田市学習等供用施設竜洋会館条例別表の規定、第 7 条の規定による改正後の磐田市豊田福祉センター条例別表の規定、第 8 条の規定による改正後の磐田市ふれあい

会館条例別表の規定、第9条の規定による改正後の磐田市竜洋老人福祉センター条例別表の規定、第11条の規定による改正後の磐田市コミュニティセンター条例別表第2から別表第5までの規定、第12条の規定による改正後の磐田市文化振興センター条例別表第1及び別表第2の規定、第13条の規定による改正後の磐田市民文化会館条例別表第1及び別表第2の規定、第14条の規定による改正後の磐田市熊野伝統芸能館条例別表の規定、第17条の規定による改正後の磐田市豊岡総合センター条例別表第2の規定、第21条の規定による改正後の磐田市聖苑条例別表の規定、第23条の規定による改正後の磐田市福田農業振興センター条例別表の規定、第25条の規定による改正後の磐田市豊田農村環境改善センター条例別表の規定、第27条の規定による改正後の磐田市市民農園条例別表の規定、第29条の規定による改正後の磐田市都市公園条例別表第6の規定、第40条の規定による改正後の磐田市豊岡地域福祉センター条例別表の規定、第41条の規定による改正後の磐田市総合健康福祉会館条例別表の規定並びに第42条の規定による改正後の磐田市情報館条例別表の規定は、施行日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月21日条例第54号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月19日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第7の改正規定（「施設」の次に「名」を加える部分及び磐田中央公園の項を削る部分を除く。）は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月11日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月3日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の磐田市行政財産の目的外使用に関する条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算について適用し、施行日前に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の磐田市立学校の施設開放に関する条例別表の規定、第5条の規定による改正後の磐田市豊田福祉センター条例別表の規定、第7条の規定による改正後の磐田市文化振興センター条例別表第1及び別表第2の規定、第8条の規定による改正後の磐田市民文化会館条例別表第1及び別表第2の規定、第10条の規定による改正後の磐田市熊野伝統芸能館条例別表の規定、第14条の規定による改正後の磐田市豊岡サブセンター条例別表の規定、第18条の規定による改正後の磐田市聖苑条例別表の規定、第20条の規定による改正後の磐田市於保農村婦人の家条例別表の規定、第21条の規定による改正後の磐田市福田農業振興センター条例別表の規定、第24条の規定による改正後の磐田市市民農園条例別表の規定、第26条の規定による改正後の磐田市都市公園条例別表第6の規定、第35条の規定による改正後の磐田市総合健康福祉会館条例別表の規定、第36条の規定による改正後の磐田市情報館条例別表の規定、第37条の規定による改正後の磐田市交流センター条例別表第2の規定、第38条の規定による改正後の磐田市竜洋なぎの木会館条例別表第1及び別表第2の規定、第39条の規定による改正後の磐田市竜洋体育センター条例別表の規定並びに第41条の規定による改正後の磐田市ひと・ほんの庭にこっと条例別表の規定は、施行日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第6条関係）

公園名	有料公園施設名
かぶと塚公園	体育館
	弓道場
	陸上競技場
	卓球場
	アーチェリー場
東大久保運動公園	テニスコート
	運動場
安久路公園	多目的グラウンド
磐田スポーツ交流の里ゆめりあ	球技場
兎山公園	野球場
城山球場	野球場
福田公園	野球場

竜洋海洋公園	多目的グラウンド
	テニスコート
	野球場
	体育館
	テニスコート
	プール
竜洋スポーツ公園	艇庫（附属設備のみ）
	球技場
豊田ラブリバー公園	テニスコート

別表第 2（第 6 条関係）

公園名	有料公園施設名
竜洋昆虫自然観察公園	昆虫公園

別表第 3（第 6 条関係）

公園名	有料公園施設名
竜洋海洋公園	オートキャンプ場

別表第 4（第 6 条関係）

公園名	有料公園施設名
竜洋海洋公園	レストハウス

別表第 5 削除

別表第 6（第11条関係）

種別			使用料	
			算定単位	金額
公園施設を設け、又は管理する場合			1 平方メートル 1 月につき	140円
公園 を占 用す る場 合	電柱その他これに類するもの		1 本 1 年につき	1,500円
	変圧塔その他これに類するもの		1 基 1 年につき	1,500円
	水道管、下水道管、ガス管	外径30 c m未満	1 メートル 1 年につき	80円
		外径30 c m以上	1 メートル 1 年につき	150円
	郵便差出箱又は公衆電話所		1 箇所 1 年につき	1,500円
	その他の占用物件		1 平方メートル 1 月につき	市長が定め

			る額
行為 を行 う場 合	物品の販売、募金その他これらに類する行為 をする場合	1人1日につき	100円
	業として写真又は映画等の撮影をする場合	1件1日につき	1,040円
	興行をする場合	1平方メートル1日につき	50円
	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをする場合	1平方メートル1日につき	20円
	その他の許可行為	—	市長が定める額
備考			
1 使用料の額が年額で定められている場合に、1年に満たないとき、又は端数があるときは月割りをもって計算する。1月に満たない端数がある場合は1月とみなす。			
2 使用料の額が月額で定められている場合に、1月に満たないとき、又は端数があるときは1月とみなす。			
3 1平方メートル又は1メートルに満たない端数がある場合は、1平方メートル又は1メートルとみなす。			
4 支柱又は支線は1本、H柱は2本とみなす。			
5 1件の使用料の額が100円に満たないときは、100円とする。			

別表第7（第26条関係）

公園名	有料公園施設名
かぶと塚公園	体育館
	弓道場
	陸上競技場
	卓球場
	アーチェリー場
東大久保運動公園	テニスコート
	運動場
安久路公園	多目的グラウンド
磐田スポーツ交流の里ゆめりあ	球技場

兎山公園	野球場
福田公園	野球場
	多目的グラウンド
	テニスコート
竜洋海洋公園	野球場
	体育館
	テニスコート
	プール
	艇庫（附属設備のみ）
豊田ラブリバー公園	テニスコート
豊田香りの公園	
アミューズ豊田ポケットパーク	

改正

平成19年7月6日規則第37号

平成24年3月23日規則第19号

平成28年3月24日規則第29号

平成30年5月25日規則第28号

令和3年9月15日規則第43号

磐田市都市公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、磐田市都市公園条例（平成17年磐田市条例第195号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可申請)

第2条 条例第2条第2項の規定により、都市公園内における同条第1項に掲げる行為について市長の許可を受けようとする者は、公園内行為許可申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書は、当該行為の10日前までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(公園施設の設置等の許可申請)

第3条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項又は法第6条第1項の規定により、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用について市長の許可を受けようとする者は、公園施設設置許可申請書（様式第2号）、公園施設管理許可申請書（様式第3号）若しくは公園占用許可申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書は、当該行為の20日前までに提出しなければならない。

(許可事項の変更の申請)

第4条 法第5条第1項、法第6条第1項又は条例第2条第1項の規定により許可を受けた者が当該事項を変更しようとするときは、変更許可申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(許可書等の交付)

第5条 第2条、第3条又は前条の規定により申請書の提出があった場合において、市長が支障が

ないと認めたときは、その者に許可書（様式第6号）を交付する。

（行為の禁止）

第6条 条例第4条第8号に規定する行為は、次のとおりとする。

- （1） 風紀を乱し、又は乱すおそれがある行為
- （2） 他人に迷惑又は危害をおよぼすおそれがある行為
- （3） 鳥獣類に危害を加える行為
- （4） その他市長において適当でないと認められる行為

（使用料の減額又は免除）

第7条 条例第13条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合及びその金額は、次のとおりとする。

- （1） 市が主催して利用するとき 免除
- （2） 学校教育の一環として教職員の引率のもとに利用するとき 免除
- （3） 市が共催して利用するとき 50パーセント以内の額
- （4） 自治会等、地域活動として利用するとき 100パーセント以内の額
- （5） 前各号のほか、市長が特別の理由があると認めたとき 100パーセント以内の額

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第7号）を第2条及び第3条の許可申請書に添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第8条 条例第18条第1項第1号の規定による規則で定める場所は、磐田市役所前の掲示場（以下「掲示場」という。）とする。

2 条例第18条第2項の規定による規則で定める様式は、様式第8号のとおりとする。

3 条例第18条第2項の規定による規則で定める場所は、磐田市役所とする。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第9条 条例第20条の規定による規則で定める方法は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

第10条 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状、数量その他第4項に定める事項を掲示場に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければ

ならない。

- 2 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他第4項に定める事項をあらかじめ通知しなければならない。
- 3 市長は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。
- 4 第1項及び第2項に規定する事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
 - (2) 当該競争入札の執行の日時及び場所
 - (3) 契約条項の概要
 - (4) その他市長が必要と認める事項
(工作物等を返還する場合の手続)

第11条 条例第21条の規定による規則で定める様式は、様式第9号のとおりとする。

(指定管理者の申請書類)

第12条 条例第29条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類による。

- (1) 指定管理者指定申請書(様式第10号)
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (5) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (6) 法人等概要書
- (7) 活動実績を証明する書類
- (8) 誓約書
- (9) 法人等の役員名簿
- (10) 納税証明書
- (11) その他市長が必要と認める書類
(候補者選定の通知)

第13条 市長は、条例第29条第3項の規定に基づき指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者候補者選定結果通知書(様式第11号)によりその結果を通知する。

(指定等決定の通知)

第14条 市長は、条例第29条第3項の規定に基づき指定管理者を指定し、又は指定しなかったときは、当該法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者（指定・不指定）通知書（様式第12号）によりその旨を通知する。

(事業報告)

第15条 条例第30条に規定する事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

- (1) 管理施設の利用状況
- (2) 管理運営業務の実施状況
- (3) 管理経費等の収支状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第16条 条例第31条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者指定取消（業務停止）命令書（様式第13号）による。

(読替規定)

第17条 条例第26条第1項の規定により特定公園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第2条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条（同条の規定による条例第2条第1項の規定により許可を受けた者が当該事項を変更しようとする場合に限る。）中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条（同条の規定による第2条の規定により申請書の提出があった場合又は条例第2条第1項の規定により許可を受けた者が当該事項を変更しようとする場合に限る。）中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号、様式第5号及び様式第6号中「磐田市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の磐田市都市公園条例施行規則（昭和46年磐田市規則第4号）、竜洋町都市公園条例施行規則（昭和60年竜洋町規則第3号）又は豊田町都市公園条

例施行規則（平成6年豊田町規則第8号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年7月6日規則第37号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 磐田市都市公園条例の一部を改正する条例（平成19年磐田市条例第39号）附則第2項の規定による準備行為をする場合にあっては、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の磐田市都市公園条例施行規則（以下「新規則」という。）第12条から第14条までの規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前に改正前の磐田市都市公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、新規則の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新規則の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成24年3月23日規則第19号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第29号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

附 則（平成30年5月25日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月15日規則第43号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の際現にこの規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

様式第1号(第2条関係)
様式第1号(第2条関係)

公園内行為許可申請書			
年 月 日			
磐田市長			
申請者 住所(所在地) 職業(営業種目) 氏名(名称及び代表者氏名) 電話番号() —			
公園内における行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。			
都市公園名		施設名	
行為の目的			
行為の内容		人 員	
行為の日 又は期間	年 月 日 時～ 時 年 月 日 日間		
その他	入場料徴収 の有無及び その額		
	使用設備		

(注) 本申請書は、行為の10日前までに提出してください。

様式第2号（第3条関係）
様式第2号(第3条関係)

公園施設設置許可申請書	
年 月 日	
磐田市長	
申請者 住所(所在地) 職業(営業種目) 氏名(名称及び代表者氏名) 電話番号() —	
公園施設設置の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
都市公園名	
種類及び数量	
設置の目的	
設置の期間	年 月 日～ 年 月 日
設置の場所	
構造及び規模	
管理の方法	
工事の実施方法	
工事の着手及び完了の時期	着手 年 月 日から 完了 年 月 日まで
原状回復の方法	
その他	

(注)

- 1 設計書、仕様書、図面等を添付してください。
- 2 本申請書は、行為の20日前までに提出してください。

様式第3号（第3条関係）
 様式第3号(第3条関係)

公園施設管理許可申請書				年	月	日
磐田市長						
申請者 住所(所在地)						
職業(営業種目)						
氏名(名称及び代表者氏名)						
電話番号() —						
公園施設管理の許可を受けたいので、次のとおり申請します。						
都市公園名				施設名		
場所、種類及び数量						
管理の目的						
管理の期間	年 月 日～ 年 月 日 日間					
管理の方法						
その他						

(注) 本申請書は、行為の20日前までに提出してください。

様式第4号（第3条関係）
様式第4号(第3条関係)

公 園 占 用 許 可 申 請 書	
年 月 日	
磐田市長	申請者 住所(所在地) 職業(営業種目) 氏名(名称及び代表者氏名) 電話番号() —
公園占用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
都 市 公 園 名	
種 類 及 び 数 量	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日～ 年 月 日
占 用 の 場 所	
構 造 及 び 規 模	
管 理 の 方 法	
工事の実施方法	
工事の着手及び完了の時期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
原状回復の方法	
そ の 他	

(注)

- 1 設計書、仕様書、図面等を添付してください。
- 2 本申請書は、行為の20日前までに提出してください。

様式第5号（第4条関係）
 様式第5号(第4条関係)

変 更 許 可 申 請 書	
年 月 日	
磐田市長	
申請者 住所(所在地)	
職業(営業種目)	
氏名(名称及び代表者氏名)	
電話番号() —	
年 月 日付け第 号をもって許可のあった事項について、次のとおり変更したいので申請します。	
変 更 す る 理 由	
変 更 す る 事 項	
そ の 他	

(注) 公園施設の設置又は都市公園の占用に係るものについては、設計書、仕様書、図書等を添付してください。

様式第6号（第5条関係）
 様式第6号(第5条関係)

		第	号
		年	月 日
様			
		磐田市長	印
許 可 書			
年 月 日付け申請の		については、下記のとおり許可します。	
都 市 公 園 名			
許 可 の 場 所			
許 可 の 事 項			
許 可 の 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
原状回復の方法			
使 用 料 の 額			
許 可 の 条 件			
そ の 他			

※ この処分に対して不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3
 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

様式第7号（第7条関係）
様式第7号(第7条関係)

使 用 料 減 免 申 請 書			
年 月 日			
磐田市長			
申請者 住所(所在地) 職業(営業種目) 氏名(名称及び代表者氏名) 電話番号() —			
使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。			
都 市 公 園 名		施 設 名	
使 用 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日		
使 用 目 的			
減免を受けようとする理由			
そ の 他			

（注） 本申請書は、許可申請時に提出してください。

様式第8号（第8条関係）
様式第8号(第8条関係)

保 管 工 作 物 等 一 覧 簿								
整理番号	保管した工作物等			保管した工作物等が 放置されていた場所	除却し た日時	保管を始 めた日時	保管の 場所	備考
	名称又は種類	形状	数量					

様式第 9 号（第11条関係）
様式第9号(第11条関係)

受 領 書		
年 月 日		
磐田市長		
返還を受けた者 住所 氏名		
下記のとおり工作物等(現金)の返還を受けました。		
返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受 けた工作 物等	整理番号	
	名称又は種類	
	形状	
	数量	
(返還を受けた金額)		

指定管理者指定申請書

年 月 日

磐田市長

所在地
法人等の名称
代表者氏名
連絡先(電話)

磐田市都市公園の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(添付書類)

- 1 事業計画書及び収支計画書
- 2 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 3 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 法人等概要書
- 5 活動実績を証明する書類
- 6 誓約書
- 7 法人等の役員名簿
- 8 納税証明書
- 9 その他市長が必要と認める書類

第 年 月 日 号

様

磐田市長



指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市都市公園の指定管理者候補者の選定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 候補者選定結果

- ☐ 指定管理者候補者として選定します。
- ☐ 指定管理者候補者として選定しません。

3 選定しない理由

第 年 月 日 号

様

磐田市長



指定管理者(指定・不指定)通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市都市公園の指定管理者の指定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 決定結果

- ☐ 指定管理者に指定します。
☐ 指定管理者に指定しません。

3 指定しない理由

第 年 月 日 号

団体名

代表者名 様

磐田市長 印

指定管理者指定取消(業務停止)命令書

磐田市都市公園条例第31条第1項の規定により、指定管理者の指定取消し(業務停止)を命じます。

区分	全部・一部(業務)			
	業務停止期間			
	年	月	日から	月間
	年	月	日まで	
理由				

※ この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。